

1. 議事日程（令和3年第3回北広島町議会定例会）

令和3年9月8日
午前10時開会
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

亀岡純一	大雨被害への町の対応を問う
服部泰征	① デジタル化における安全対策 ② 災害に強い体制をつくろう
中村忍	① 令和3年8月豪雨を教訓とし安全・安心なまちづくりへ ② 行政評価で効率的な北広島町の経営を！
佐々木正之	町民のくらしの現状と課題
山形しのぶ	コロナ禍や災害被害で苦しむ農業者へ救済を

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ
7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳
10番 服部泰征	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	池田庄策
芸北支所長	楨原ナギサ	大朝支所長	小椿治之	豊平支所長	細川敏樹
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	植田優香
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	沼田真路	税務課長	矢部芳彦
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深

農林課長 宮地 弥 樹 商工観光課長 中川 克也 建設課長 竹下 秀樹
上下水道課長 寺川 浩郎 消防長 日田 靖成 学校教育課長 植田 伸二
生涯学習課長 西村 豊 会計管理者 細居 治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅 克江 議会事務局 小川 友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。クールビズの取組により暑い方は上着を脱いでいただいても結構でございます。あわせて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においてもマスクを着用することとしております。マスクをしたまま議事進行させていただきます。質問、答弁を行う際もマスクをしたまま、はっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いをしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けて一般質問を行ってください。1番、亀岡議員の発言を許します。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。初めに、このたびの大雨被害によって多くの方々が被災されましたことに対し、心からお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧のために私たちは力を尽くしてまいりたいと考えております。何かと困難なことの多い中ではありますが、またうれしい報告もあります。このたびの東京パラリンピックの陸上男子やり投げで6位入賞を果たされました北広島町在住の白砂匠庸選手が、昨日入賞報告に町長室にいられました。おめでとうございます。それでは本題に入ります。今回は、大雨被害への町の対応について質問いたします。近年、毎年のように大きな災害が発生しています。とりわけ大量の雨が長時間にわたって同じ場所に降り続くことで甚大な被害が日本各地で発生しており、これまで異常気象と言われてきたことがもはや常態化しつつあるようにも感じております。我が北広島町でも、このたびの大雨では警戒レベル5、緊急安全確保が発令されるなど、命の危険を身近に感じる

時間帯が長く続き、災害救助法が適用される事態となりました。町においては、早い段階で災害対策本部を立ち上げ、国土交通省緊急災害対策派遣隊TEC-FORCEの支援も受けながら、総力を挙げて情報収集をはじめ、様々な対応に当たっていただいていることに感謝申し上げた上で、まだまだ復旧に向けて大変な状況にあります。これからまた、本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、町民の安心安全につながることを願って質問いたします。まず、このたびの大雨による被害状況の概略、またその特徴及びこれまでの町の対応状況について伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） それでは、今回の大雨被害の概略について、危機管理課からお答えいたします。このたびの大雨災害の概略とその特徴につきましては、8月9日午前中にかけて、広島県に最接近した台風9号によるものと、続けざまに前線が日本付近に長期停滞したために起きた大雨災害でありました。本町で多いところでは、時間雨量68ミリ、累加雨量875ミリを観測しております。特に千代田、豊平地域の南部に大雨が降り続けておりました。このような大雨によりまして、志路原川や冠川では短時間で氾濫危険水位を大きく上回り、その流域では、浸水害や土砂崩れなどが発生しました。また、出原川や吉木川沿いでも同様の被害が発生しました。幸いにも人的被害はございませんでしたが、土砂崩れや浸水、道路の路面剥離などにより避難ができない方もおられ、救助に向かう場面もございました。千代田、豊平地域の一部に対し、警戒レベル5、緊急安全確保を発令する事態にもなり、これまでに経験したことのない大災害となっております。本町の対応状況につきましては、広島県や広島气象台と連携し、気象情報の収集に努め、的確なタイミングで避難情報を発令しました。また、初動マニュアルに基づいて管理職や職員を参集させ、町民の皆様からの情報収集、道路の通行止め、土石、倒木の除去などの対応を行いました。さらに消防団を招集し、各地域での水防活動を行っております。現在、災害対策本部を継続して設置しております。国土交通省や広島県の支援をいただきながら、道路、河川の応急復旧、災害廃棄物の処理などに当たっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 現在も災害対策本部は継続しておられるということでもあります。様々な対応に対して職員全員が力を合わせてやっただいただいているということでもありますので、引き続き町民のために、この町のためにまたご尽力願いたいと思います。この大変な状況を迎えたこの災害でありますけれども、北広島町になってからというもの、平成18年にまず激甚災害指定を受けておりますが、災害救助法の適用については今回が初めてだと思いますが、間違いありませんか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 災害救助法につきましては、今回が北広島町になって初めてでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） それでは、この今回適用に至った経緯と、その基準はどういうものであったんでしょうか。また、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律であるこの災害救助法が適用されたことで、適用されなかった場合と何が変わるのかについてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 災害救助法に関しまして、福祉課のほうからお答えをさせていただきます。このたびの8月11日からの大雨は、県内の複数の市町が同時に大きな被害を受け、多くの被災者が避難生活を余儀なくされたため、広島県が各市町の災害状況を下に内閣府と協議され、災害救助法施行令第1条第1項第4号に規定する基準の、多数の者が生命、身体への被害を受け、または受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助が必要な場合に該当したため、8月12日に県内3市1町が法の適用となりました。また、この災害救助法が適用された場合と適用されていなかった場合との何がかわるかというご質問ですが、災害救助法の適用により、救助の実施主体は町から県へ移ります。救助事務の一部につきましては、町が県より事務委任を受け、実施することとなります。また災害救助法第20条に規定する避難所運営等の費用につきましては、国、県が負担することになりますので、町負担はなくなります。併せて人的支援として県より災害救助業務を経験した職員の派遣が行われます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 一番大きなところは町の負担がなくなるということかと思いますが、また、職員の派遣を受けることもできるということではありますが、いずれにしても、このようなことはないにこしたことはないのですが、こういう法があるということは、また心強いということでもあると思います。日頃からこういうことをしっかりと準備しておく、それに備えておくということは大切だと思いますので、引き続き心していきたいというふうに思いますが、このたび、この国土交通省緊急災害対策派遣隊TEC-FORCEの支援を受けたということではありますが、これはどのような制度であり、今回、町としてはどのような支援を受けたのかということについて質問いたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） TEC-FORCEについてのご質問ですので、建設課からお答えいたします。国土交通省のTEC-FORCE、緊急災害対策派遣隊は、台風や豪雨、そして地震や津波、火山の噴火などの大規模自然災害が発生して、自治体職員だけでは対応が困難な場合に、いち早く被災地へ出向き、被災した自治体を応援、支援する制度でございます。具体的には、被災自治体からの支援要請に基づき、二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被害状況調査、災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急対策などがあり、被災した自治体の早期復旧に向け支援される制度でございます。今回、北広島町は、国土交通省中国地方整備局より、8月20日金曜日から8月27日金曜日までの8日間連続で最大6班24名の派遣者により、公共土木施設の被害状況調査として、豊平地域の吉木川、千代田地域の冠川、出原川支流の町管理河川47河川、55.4kmの被害状況調査の支援を受けました。調査結果は、概略ですが、被害河川24河川、箇所数57か所、被害額約3億円の調査結果をいただいております。現在、その調査結果に基づき、重複被害との整理中であり、今後、数値の変動があることをご承知おきください。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 国土交通省から最大で6班24名、連続8日間の支援を受けたということがあります。数にしても相当数の被害箇所に対して調査をしていただいたということは、これがもしなかったとしたら、なかなか町の職員だけで、これに対応していくということは大変なことであろうというふうに思うわけですが、少し、このTEC-FORCEについて、今

回は災害箇所調査の主であったというふうに承りましたけども、さらに、最初に説明していただいたように、様々な対応があるということでもありますから、今後、また大きな災害があったときにはお世話になるかもしれません。そうしたときに町として、このTEC-FORCEへの要請というものは、これは町のほうからされるものですか。それとも国のほうから、国土交通省のほうから、赴いてきてくださるということなののでしょうか。その辺について伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） TEC-FORCEの派遣につきましては、今回は、8月16日に危機管理課長からTEC-FORCEの派遣検討の指示をいただき、即日、広島県土木建築局技術企画課へ相談いたしました。翌日の午後から、8月17日の午後からですが、8月20日まで、そのTEC-FORCEの派遣の適否について、県からリエゾン派遣2名の派遣をしていただいております。その間に被害状況の概要、それから想定される被害箇所、それから今回は土砂災害等、それから長期にわたる避難者等の支援に対する職員の割り振り等を考えたときに、派遣のお願いを町からお願いしていたところでございます。今後もこういったケースの場合は、TEC-FORCE以外にもいろいろな派遣制度がありますので、そのときの状況に応じて町から支援要請を行うことになろうかと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） この件に対しても、やっぱりこういうことを日頃から準備してあって、また、こういうことが用意されているということは本当に心強いことだと思います。次の質問であります。8月21日には国土交通大臣と県知事による被害状況の視察がありました。激甚災害の指定を要請されたようですが、その後の状況はどうなっていますでしょうか。また、今後の復旧作業の見通しはどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 激甚災害の指定については、8月31日に、8月豪雨全体で激甚指定の方針決定が国においてなされている状況です。復旧作業の見通しについては、現在、早期復旧のため査定前であっても、応急仮工事、応急本工事等により復旧工事に着手しています。また、閉塞した河川においても堆積土撤去等を実施している箇所もございます。ただし、まだ査定日程が正式決定しておりませんので、現在、農地、農業用施設災害、林道施設災害、公共土木施設災害ともに災害査定前の申請書作成業務に取りかかっております。今後の復旧工事については、災害復旧事業は、発生年を含めて3年以内に完了することが原則とされております。しかしながら、たびたび連続して起こる災害のため、他の地域では、公共工事として災害復旧工事を発注しても不調になるなどの工事発注に向けての支障が出ている現状が他の地域では多数ございますし、平成30年災の災害復旧工事が未完了な地域もあると聞いております。今回の災害復旧工事の箇所数はかなりの数が想定されておりますので、今後は県と協力しながら、発注時期及びその発注方法等については協議しながら、早期の復旧に向けて行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 8月31日付で、8月豪雨全体として激甚災害に当たるということによろしいですね。したがってそれによって、また災害の復旧に向けた作業がこれから進められるということでもありますので、またそれについてもしっかりと見てまいりたいと思います。なかなか

大変な状況ではありますが、これを早急にやって、次に向かっていけるように、また議会としても努力していきたいというふうに思います。それでは次の質問ですが、今年1月の大雪で、3月に交付される予定であった特別交付税1億3500万円が1月25日に繰上げ交付され、そして今回の大雨被害に対しても、9月交付分の普通交付税の一部4億1800万円が8月に繰り上げられたようです。これを町としてはそれぞれどのように活用しているのかについてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） それぞれ繰上げ交付された特別交付税、普通交付税については、大雪や災害による多大な被害を受けた地方公共団体に対して定例の交付時期を繰り上げて交付されたものでございます。まず、3月に繰上げ交付された特別交付税については、冬の大雪により追加交付されたもので、多額となった除雪費の財源といたしました。また、8月に繰上げ交付された普通交付税については、このたびの災害復旧に必要な事業費の財源とする予定にしております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今の答弁で1つ、最初の3月に交付されたと言われたんですが、これは3月に交付される予定であったものが1月に交付されたということでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 議員おっしゃるとおり、3月に繰上げ交付ではなくて、3月に交付される予定であったものが1月に繰上げ交付されたということです。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） このように1か月、あるいは2か月繰り上げて交付税が交付されるということは町にとってはどうなのでしょう。どの程度、どの程度という言い方はおかしいかもしれませんが、やはり至急に手を打たなければならないということに対して非常に有効なものであるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） この繰上げ交付については、資金繰りを円滑にするためにという意味合いもございます。災害が起こったときに至急に予算化をして事業費を確保しなければいけないということもございますので、有効に使わせていただきます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） ということですね。今回私自身が、実は新聞の記事で、この8月の繰上げ交付について知ったんですが、それについて調べていくうちに1月にもあったということを初めて知ったんですけども、こういう繰上げ交付ということは頻繁にあるものですか。ちょっとお聞きします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 私が記憶している限りでは、この1月の特別交付税の繰上げ交付と、今回の普通交付税の繰上げ交付でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 分かりました。これも制度としてこういうことがあるということはなかなか、こういうことを使わなければいけないということは、あまりよくないことではありますけども、あるということは助かるなというふうに思います。有効に使っていければというふうに思いま

す。さて、これまでも同じような場所で、同じような災害が繰り返されているという指摘もありますが、過去の経験は活かされているのでしょうか。また、今後に向けてはどのように考えておられるでしょうか。お尋ねします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 今後に向けてはどうかということですので、建設課からお答えいたします。まず、災害復旧事業は原型復旧が原則です。原型復旧とは、従前の効用を復旧するもので、単なる元通りではございません。元通りの復旧が不適当な場合や困難な場合、形状、材質、寸法、構造など質的な改良を実施できる制度でございます。なお、再度災害防止のためには大幅な見直しが必要な被災箇所もあり、現在要望しているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 単に元通りに返すだけではないと。必要に応じて質的な改良もできるということであります。やはり災害が起きやすい場所というのは、どうしてもいろいろな条件からそうなっていると思いますので、今後に向けては、その辺のところは抜本的な対策ということを常に考えていく必要があるというふうに思います。次の質問であります。住民の身近な場所で、結果としては災害にならなかったものの、一時的に危険を感じるような状況ということは、今後、これが災害になるという可能性が高いというふうに考えられるわけですが、こういった現場を写真や動画で記録された情報が、最近特にSNSに上げられることがよくあるように思います。今後の防災につなげるために行政の立場で、そのような情報を積極的に集める仕組みづくりを提案したいと思います。例えば、現在、県が実証実験を行っているひろしま防災チャットボットのようなイメージなんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 今回の大雨では、住民の皆様からたくさんの被害画像や動画をご提供いただいたり、個人のSNSを通じて町内に起こっている災害をいち早く把握することができております。議員のご提案のとおり、広島県が運用しております、ひろしま防災チャットボットの活用を本町でも普及促進しております。具体的には消防団員、自主防災組織に登録をお願いをしております。さらに、SNSで投稿された情報を集約するスペクティにより、被害画像、動画を確認することができます。こちらのほうは、危機管理課のほうにあります広島県防災システムで確認ができるものでございます。このような仕組みを活用し、いち早く被害状況を把握するため、今後、住民の皆様にはSNSへの投稿をお願いしたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） まずは、ひろしま防災チャットボットについては活用されているということによろしいですか。これは私の知る限り、まだ実証実験の段階かと思えますけれども、言われたように、消防団員であるとか防災士、あるいは県、市町の職員、自主防災組織のリーダー、そういった方々からの情報を集めて災害対応を行っているというふうに捉えておりますけれども、今の課長の答弁の中にスペクティという、ちょっと聞きなれないスペクティという言葉が聞きました。ちょっとこれについて説明していただけますか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 先ほど言いました広島県の防災情報システム、こちらのほうにスペクティという機能がございまして、広島県の住民の方が災害状況を、そちらのほうに写真であ

るとか動画をツイッターであるとか、いろいろなもので投稿されましたら、AI機能で集約されたものをそちらのほうにまとめておられます。その中でも、今回も北広島町の写真であるとか、そういうものが数件ございましたので、そういうもので被害状況が確認できるものでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 要するにそういうシステムがあると。これについては、お金がかかることだと思うんですが、持っているのは県が持っているということですか。それとも町がそれを所有しているんですか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 県が広島県防災情報システムをやっておりますので、そちらのほうで運営をしております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） それを町のほうでも見ることはできると。活用することができるという捉え方でよろしいですね。ということは、積極的に個人から町に対して、あるいは、そういう防災担当のほうに対して、報告するという形でなくても、SNSにアップすると。通常のいわゆるアップという、その行為だけでも写真とか動画はそこに活用されているという、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） そのとおりでございます。個人の方がいろいろなところにSNS投稿されたものを集約して、全部ではなく、またAIで分別をされると思いますが、これは本物かどうか、また位置情報もありますし、そういう形で、各自自治体で確認ができるようになっているものでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 感想として、AIの技術というのは本当にすごい、すごく進んでいるなという感想を持つわけでありまして。今回こういう話をしたきっかけなんですけども、これは、実際の災害場所というのは、災害が起こってから、それが町の職員が見に行って対応するということはありますけども、災害に至らなかつたところ、もう寸前まで来てたんだとか、あるいは田んぼにしても冠水したけども、短時間で、時間がたてば、下がって何事もなかったようになってるところもあると。ただ、そういうところの危険性ということについては、今後、災害につながる可能性があるということで、そういうことがあるということを知っておいてほしいんだという声がありました。ただ、それに対して、いちいち職員に来てもらうということは、とても人的にも量的にも難しいということでもありますから、であれば、こういういわゆるSNSの情報といったものも積極的に活用してもらったらありがたいという話があったんですが、それは既にもうされているというふうに理解してよろしいですね。そこをもう一回お願いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 今、議員おっしゃいましたとおりでございますが、実際に、本当に人命危険とか、本当に危険な場合というのは必ず情報を入れていただきたいというのは思います。その後、ちょっとここは気になるんだがなというのは、後日でもまたお知らせいただければというふうに思いますので、その緊急度の部分も考慮して情報提供はいただきたいなという



ふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 必要に応じては、しっかりと報告はしておくことは必要であると思います。それでは次の質問であります。今後、考えられる大雨被害に対して、ちょっと山林の関係でありますけども、間伐などの手入れがされていない人工林については、密集して木が立っていることによって十分に根を張ることができずに土砂崩れをしやすい状況になっているのではないかとこのように懸念されますが、こういった状況に対して町はどのように考えているかについてお尋ねします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林に関するご質問でございますので、農林課からお答えします。手入れ不足の人工林は林内に光が差し込まないため、下草が生えず、暗い林内となりまして、下層植生が衰退し、降雨時に土壌が流出するなどの土砂災害のおそれがあります。また、間伐等の施業の遅れによりまして、枝と枝との間が混み合い、成長を妨げ、木の幹が細長くなり、倒木被害を受けやすくなります。森林を守り育て、水源涵養機能や土砂災害防止機能などの森林の公益的機能を高めるため、手入れ不足の人工林の手入れにつきましては、森づくり事業で施業を推進し、施業困難や放置されました人工林につきましては、森林環境譲与税の事業におきまして施業を推進していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今、答弁いただきました広島森づくり事業ということで、実はこれ、広報きたひろしま7月号に1ページに特集されてありまして、ここに今、言われたようなことが書かれてあります。それで、要するにそういう環境譲与税を有効に使うと。そして森づくりに対して今のような危険性を前もって対応していくという、そういう取組につながるというふうに思うんですけども、これはしっかりと進めていただきたいというふうに思います。それで、進めていただくのはいただくんですけども、さらにこの広報の中に、自分の山を整備したいとか集落ぐるみで地域の山を整備したいとか、そういった森林の整備に興味がある人は気軽に相談してくださいというような一文があります。この辺について、実際のところどうなのでしょう。そのような声が相談があるのかどうかちょっとお伺いいたしますが。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森づくり事業につきましては、広報紙等で周知しているところでございますけども、そういった中で、お問い合わせにつきましては、ある状況でございます。また、森林組合とも連携しながら、そういった声につきましては、情報収集しながら森づくり事業での実施、あるいは環境税を活用した事業について情報交換しながら、また、それぞれの住民さんの声も聞きながら対応している状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） このことに関して最後ひとつ、注意事項として、施業前には必ず申請してください。事後申請はできませんということが書いてありますが、そういうことについては気をつけて相談を前もってしていただくことが必要だろうということを申し添えておきます。では、最後の質問です。新型コロナウイルスの感染状況がなかなかおさまらない状況の中で、これからの台風シーズンに向けて避難指示などが発令された場合の注意点など心得ておくべき点は何でしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 避難指示が発令された場合は、自らの命は自らが守る意識を一人一人が持ち、最新の気象情報等に留意するなど、安全に避難行動ができるよう、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動をお願いします。町が開設した避難所に避難する際は、マスク、タオル、常備薬、食料など、自身が必要とする物品は持参できるように用意が必要です。特に避難所では衛生状態を保つことが大切で、飛沫感染や空気感染により感染が拡大するおそれがありますので、手洗いやアルコール消毒、せきエチケット等の基本的な感染対策が必要となります。また、体調管理にはご自身で留意いただき、不安があれば避難所職員にお伝えいただければと思います。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） まず一番は、自らの命は自らが守ることが基本であるというふうにお伺いいたしました。なお、この災害関連の質問については、この後、多くの議員がまた質問することになっております。私の質問は、この辺にしておきます。以上です。

○議長（湊俊文） これで亀岡議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒等がございますので、暫時休憩します。10時50分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 45分 休憩

午前 10時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部泰征です。さきに通告しておりますデジタル化における安全対策、そして災害に強い体制をつくろう、この2点について質問いたします。まずは、デジタル化における安全対策についてです。詐欺とは、他人にうそをついたり、だましたりしてお金を奪ったり、様々な損害を与えたりすることといえます。また、種類についても、取引先や自社の経営者などになりすまして、指定した口座へ送金を誘導するビジネスメール詐欺などの企業や会社に対する詐欺から、閉め切った空間に人を集めて日用品などをただで配って、雰囲気盛り上げた後に高額な商品の購入をさせる催眠商法、様々な手段で異性に近づき、結婚をにおわせながら、巧みに相手のお金や財産を奪い取る結婚詐欺といった個人に対するものまで多くのものがあります。また近年では、特殊詐欺と呼ばれるタイプの詐欺をよく聞きます。対策も進み、全国的に犯罪の件数や金額は減少していますが、それでもかなりの被害が発生しています。社会の発展、特にデジタル化に伴い、その手口も多様化、広域化、国際化しており、たちごっこのようになっているのが現状です。地方でもデジタル化が進む中、ますます対策が求められる分野といえます。さて、警視庁のホームページによると、この特殊詐欺の種類は、次の10種類に分類されています。1番、オレオレ詐欺、これは親族等名乗り、かばんを置き忘れた、小切手が入っていた、お金が必要だ、などと言って現金をだまし取る、また脅し取る

手口になります。2番、預貯金詐欺、警察官、銀行協会職員などを名乗り、あなたの口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続が必要ですよと言ったり、役所の職員を名乗り、医療費などの過払金があります、こちらで手続をするのでカードを取りにいきます。などと言って、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードなどをだまし取る、また脅し取る手口です。3番、架空料金請求詐欺、これは有料サイトや消費料金等について、未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります。などとメールやはがきで知らせ、金銭等をだまし取る、脅し取る手口です。4番、還付金詐欺、これは医療費や税金、保険料などについて還付金があるので手続をしてください。などと言って、被害者にATMを操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させる手口です。5番、融資保証金詐欺、これは実際には融資しないのに簡単に融資が受けられると信じ込ませ、融資を申し込んできた人に対し、保証金が必要です。などと言って金銭等をだまし取る、または脅し取る手口です。6番、金融商品詐欺、価値が全くない未公開の株や高価な物品等について、うその情報を教えて、購入すればもうかると信じ込ませ、その購入代金として金銭等をだまし取る、また脅し取る手口です。7番、ギャンブル詐欺、これはパチンコ打ち子募集、これはパチンコの打ち子などと雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、会員登録等を申し込んできた人に登録料や情報料として支払わせて金銭等をだまし取る、または脅し取る手口です。8番、交際あっせん詐欺、これは女性紹介などと雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、女性の紹介を申し込んできた人に会員登録料や保証金として金銭等をだまし取る、または脅し取る手口です。9番、キャッシュカード詐欺等窃盗、警察官や銀行協会、大手百貨店の職員を名乗り、キャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにするなどと言って、隙を見て、キャッシュカード等をすり替えて盗み取る手口です。10番、その他の特殊詐欺、これは上記の類型に該当しない特殊詐欺のことを言います。これら10種類のほうに分類されていると書いてありました。犯罪の発生状況について、広島県警察の統計によると、令和2年の北広島町の主な犯罪の認知件数は、刑法犯総数が40件、万引き6件、特殊詐欺は2件となっています。なお、令和3年は、7月までの犯罪の認知件数について、刑法犯総数は43件となっていますが、特殊詐欺はゼロ件となっているようです。そこで質問いたします。この内容に間違いはないでしょうか。また、もしこれ以外に上がっている事例があればお伺いします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議員おっしゃいましたとおり、令和2年の北広島町内における刑法犯総数の認知件数は40件です。その主な内訳は、万引き6件、自動販売機狙い5件、器物損壊5件、住居侵入2件、特殊詐欺2件となっております。令和3年は、7月までの刑法犯総数の認知件数は43件、その主な内訳は、器物損壊7件、万引き、車上狙い、さい銭泥棒などの窃盗犯の事例がございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、件数はお伺いしましたが、令和3年度については特殊詐欺は発生していないものの認知件数は1月から7月までで既に昨年より多くなっています。その原因というのは調べられているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 刑法犯総数が令和2年7月末で23件であったのに対し、令和3年7月末で43件の認知件数となっております。要因の主なものとして、窃盗犯の認知件数が同時期

に比べ16件の増加、器物損壊が4件増加していることなどが上げられます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 窃盗犯、それから器物損壊が増えているということで、背景は、やはり生活が苦しいとか、そういったのが関係したのかどうかちょっと私には分かりませんが、そういった背景というのは、やはり県等に聞いて防犯とかに役立てるようなことはされているでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） その犯罪の背景、罪を犯した人の心理までは推定でしかございませんけれども、議員がおっしゃいましたように、今のコロナ禍の状況の中で生活が苦しいとか、そういったこともあるのかもわかりませんが、そこは想定範囲を超えるものではないと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） なかなか全てを調べるのは難しいと思いますが、防犯に向けて県と協力して、少しでも防げるように対策をお願いしたいと思います。さて、令和3年7月時点では、特殊詐欺は、まだ北広島町で発生していません。しかしながら、この特殊詐欺、被害の多くは高齢者が占めていることもあり、高齢化の進む中、その中でデジタル化を図っていく北広島町においては対策が急がれると思います。なお、これら特殊詐欺の多くが固定電話や携帯電話へのメール、インターネットで発生しているようです。北広島町では、現在、株式会社ちゅピCOMと契約し、光ファイバー網の整備が行われており、電話番号やテレビのサービスも更新されます。便利になるのは大変いいことなんですけど、相応のセキュリティー対策も必要になってくると思われまして。それでは、まず電話に関する内容から伺います。北広島町では、現在の050から始まるIP電話がNTTと同様の0826から始まる番号となり、現在NTTの番号を持っていない方は電話番号が変わることです。これで変わることに伴うリスクというのは、ちょっとやってみないと分かりませんが、これが各家に登録している登録番号も変わってくるため被害も出るかもしれません。そこで質問します。北広島町では、固定電話に対する詐欺対策というのはとられているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 固定電話に対する物理的、システムの詐欺対策はとっておりません。特殊詐欺被害ゼロ件を目指し、警察と連携して、広報きたひろしまへの記事掲載、リーフレットの配布、きたひろネットでの町内放送など啓発活動に努めております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 様々な方法で広報なり、その点お伝えしているということなんですけど、それは個人の対策ということで、物理的にはないということなんですけど、この広島県内では府中市や東広島市、呉市、府中町などが防犯機能付の電話機の購入補助を予算化しています。北広島町も財源が厳しい中難しいとも思われるんですけど、例えば他市町のように、例えば高齢者世帯のみに限り、年間30件まで補助するなど、予算の可能な範囲で検討されてみてはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 防犯機能付電話機の購入補助について、県内の市町で予算化する動きも出てきておりますけれども、今のところ北広島町では考えておりません。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 様々補助金があって、効果が薄いものとかもあると思います。すぐには難しいと思うんですが、やはり、今から0826に変わったことによって、分からない方からかかってきても取ってしまう可能性があるんで、やはり予防が、例えば年間の30件の30万ですよね、もし1万としたら。30万でこの被害が防げるのであれば検討する価値もあるかなと思うんですが、今年度中は難しくても、近い将来検討される考えはないでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 防犯機能付電話機につきましては、安いもので6000円、高いものでも1万8000円程度で購入ができて、決してそう高額なものではないというふうに認識しております。その防犯機能付電話があるからといって機械任せ、機械に任せたから安心ということではなくて、その機能をちゃんと使いこなせてこそその防犯につながりますので、そこらあたりが、まだなかなか機械任せでやってしまっただけでは効果が薄いというふうに判断しております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） わかりました。現在ではまだないということで認識しておきます。ICTの発展により子供から高齢者まで様々な方がスマートフォンやパソコンでインターネットとつながり、動画の鑑賞やSNSを通じたやりとり、物品の購入はじめ、最近では勉強や仕事での利用も増えています。しかしながら、その分、特殊詐欺に遭遇する確率も上がってきます。そこで質問します。特殊詐欺に対する防衛策としてふだんから気をつけることは何でしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） まずは、特殊詐欺被害について、日頃から最新の情報に触れることだと思います。自分は大丈夫だと過信せずに、今どんな手口の特殊詐欺被害が起きているかを知ることです。毎日のように新聞に記事が掲載されておりますので、そういったところにも注意して読んでいくことが必要だと考えます。次に、特殊詐欺電話は、家庭の固定電話に非通知でかけて接触を図るケースが多いため、非通知着信拒否の設定や家庭にいても常に留守番電話の設定にしておき、相手を確認してから対応する癖をつける。電話でお金のお話が出たら詐欺を疑い、相手の話を聞かない。不安に思ったら、一人で決めずに家族や周りの人、警察に相談するなどして慌ててお金を用意しないなどが上げられます。また、1日のATMの利用限度額を引き下げておくことも有効と言われています。ふだんから離れた家族などとはこまめに連絡を取り合ったり、いざという時のために合い言葉を決めておくことなども有効です。特殊詐欺被害に遭わないように日頃から細心の注意を払うことが大切だと考えます。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） まず、家族との連絡やATMもそうですし、先ほど言った電話もまた出てきましたが、そういった対策があるので、また電話については、そういった機能をしっかり使ってもらえることが大事ということが分かりました。この被害が疑われた場合、どこに相談するのでしょうか。行政に窓口はあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 特殊詐欺についての相談窓口ですけれども、山県警察署、広島県警察本部相談窓口、広島弁護士会特殊詐欺電話無料相談窓口などがございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

- 10番（服部泰征） 行政には直接の窓口はないという認識でよかったですかね。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 町民課が設置しております人権・生活総合相談センターでも受付はするんですけども、タイムリーなお答えにはなかなかならないと思いますので、臨機的には、今さっき言いましたような警察、弁護士機関のほうが、いち早いものと認識しております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 分かりました。この特殊詐欺に対して、警察はもちろんなんですが、また窓口となる金融機関や各コンビニの対応が重要となります。また、高齢化が進む北広島町においては、例えば地域の民生委員、それからケアマネ、成年後見人との連携も重要と思われれます。こういった方々と対策会議というのは持たれているんでしょうか。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 特殊詐欺被害に特化して、こういう対策会議が開かれているかどうかというのはちょっと私は承知しておりませんが、この特殊詐欺被害というのは、そういった議員おっしゃいましたとおり、いろんな方面、各方面で幅広く見守ったり、啓発したりということは、呼びかけしたりということは有効だと思いますので、そういったところは、これから議題として取り上げていければというふうに考えております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 多職種連携によって、くい止めていただくことは重要だと思いますので、検討していただけたらと思います。全国的に学校のICT化を促進しており、ここ北広島町においてもGIGAスクールが本格化していきます。そこで質問します。子供たちが使用するタブレット等のセキュリティー対策はどのようにされているのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 本町で整備したGIGAスクール端末のセキュリティー対策につきましては、文部科学省が定める教育情報セキュリティーポリシーに関するガイドラインや、北広島町セキュリティーポリシーを踏まえ、管理体制、技術的、物理的なセキュリティー対策など、適切な対応に努めております。具体的な対策としましては、整備したクロームブック端末のOSを常に最新版へとアップデートする仕様とし、ユーザーの適用忘れによる欠陥の放置を防止しています。併せてフィルタリング機能を設け、学校などの組織に被害を与えるものへの閲覧を制限するとともに、サイバー攻撃を防ぐなどの対策を講じています。クロームブックの情報データは、グーグル社のクラウド管理となります。情報データの暗号化、侵入対策や災害対策、データのバックアップ、不正アクセス防止などの対策により情報の保護と漏えい防止の徹底を図っています。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） そういった機能なり、それから対策をされているということなんですが、これは、学校以外でも今後使う方向を目指して対策をされていると、例えばフリーWi-Fiとか、そういった町内の、そこで使える形を目指して対策されているという認識でいいですか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 生徒、児童の学習用の端末ということで導入をしておりますので、ご家庭で使っていただく。あとは校外授業で使う場合とかもあるかも分かりませんが、基本は学校、また家庭であるかというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） そしたら、一応学校以外でも使えることを目指して、それ相応のセキュリティ対策を各企業なりのソフトを使ってやっておいて、将来的には使用制限なく調べ物を各家庭でしたり、生徒間でやりとりをされたりという方向でのセキュリティをされるということで認識でいいですか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） しっかりしたセキュリティ対策をとってまいります。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 分かりました。以前、行政側とデータの送受信を行う際、容量などに制限がありました。もちろんセキュリティの面から、容量や内容に制限があるのは理解できますが、今後、デジタル化を進めていく上では利便性の向上に疑問が生じます。そこで質問します。現在の行政側とのメールの送受信には制限があるのでしょうか。もしあるとすれば、例えば行政と共通のセキュリティソフトやUSBトークンなどの認証により、容量や内容に関係なく、行政とのデータ送受信が可能となるなど、利用しやすい環境の整備が必要と思われませんが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 現在もメールの送受信に関しては、国のセキュリティ指針に基づき制限を行っております。これは容量や内容に関係なく、メールを直接送受信することが重大なセキュリティ事故を起こす可能性が高いためです。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） さて、もうすぐ家庭内での光回線サービスが開始となります。各家庭で使用するパソコンやタブレット、スマホなどへのセキュリティ対策については、基本的には個人の責任で行うのが当然ですが、高齢者のみの世帯では難しいことも予想されます。今後の整備や運営は民間である株式会社ちゅピCOMが担いますが、ICTの促進は町が主体となって進めている事業でもあり、もし行政側でも対応できるなら、より安心感も高まるのではないのでしょうか。そこで質問します。セキュリティ対策ソフトを北広島町がパッケージとして導入することは可能でしょうか。また、もしくは行政が使用しているものを希望する個人へ廉価に提供することはできるでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 現在のきたひろネット同様、来年度から順次切り替えを図ってまいります株式会社ちゅピCOMによる新サービスにおきましても、利用者の皆さんに無料でウイルス対策や迷惑メール対策、未成年者などへのフィルター機能サービスをお使いいただくことができます。また、設定方法や操作方法などお困りの場合には、24時間365日受付可能な、ちゅピCOMお客様センターへお問い合わせいただくことが可能でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 株式会社ちゅピCOMさんが提供するものは、今は民間には様々な、例えばウイルスバスター、それからマカフィー、ノートのインセットとかがありますが、それとは違って、独自に株式会社ちゅピCOMさんが北広島町用に無償で提供するものと考えていいですか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 現在のきたひろネットのインターネット加入者がそのまま来春から順次切り替えを行っていきますちゅピCOMの光ブロードバンドサービスで引き続きインターネット利用される場合については、そのままの機能をお使いいただけるという認識でよろしいかと思ひます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それは、ちゅピCOMさんが提供しているものは使えると、ウイルス対策ソフトは使えと。そのようにしていただけるのであれば、自分でなかなか民間のを選ぶというのは難しい方も多いですから、大変助かると思ひますが、それを使えば、例えば行政とのやりとり、さっき言ったメールもそうなんですけど、同じネットワークのちゅピCOMさんのサービスであれば、さっきのメールの制限も例えば順次取り払っていくとか、いきなりは無理でしょうけど、緩和していく、そして、今からデジタルでのいろんな申請書類とか出てくると思ひますが、そういった形で、デジタル化進んでいくというのは、そういった利便性を緩和していくことも大事なことと思ひますので、このサービスを使って、この範囲まではできますよというふうに、広げることというのはどうなんですか、ちゅピCOMさんで同じサービスを使って、ちゃんと認証できれば広げていくということは検討されないですか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 現在の役場のメールの送受信の容量については、送信、受信ともに10MBまでの上限を設けております。これは県のセキュリティークラウドの規定によるものでございまして、県内、他な自治体も全て同一の仕様となっております。いろんな業者さんとか町民の方とも容量の多いメールのやりとりをしなくちゃいけないことも、時と場合によってはあるんですけども、そうしたときには一部の有料サービスのクラウドストレージを利用したり、その有料によらない無料のファイル転送ソフトであったりする場合は、一旦総務課の情報電算係で特殊の専用端末で受信をして、無害化をした上で所属先に転送するというような処置を行っております、一般的には開放はしていないということでございまして。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） なかなか10MBとなると、今は画像も含め、かなり容量が大きくなってますから、県の指針に従っているということなんで、北広島町だけで対策をとるとするのは難しいと思ひますが、今からデジタル化が進む中ですので、こうやって町内を同じちゅピCOMさんが提供する中であれば可能となるなどの柔軟な方法が今後検討、課題になってくれば、ちょっとうれしかなと思ひます。うまく使えば、このICTというのは日常生活に非常に便利なツールですので、町民が安心安全なサービスが提供されることを期待しまして、この質問を終わります。それでは次の質問にいきます。災害に強い体制をつくらうです。8月に発生した台風や豪雨により、多くの市町に甚大な被害が発生しました。ここ北広島町でも人的被害は発生しなかったものの、家屋や家財道具、道路や車、田や畑などに深刻なダメージを与えました。復旧には多くの財源や時間、労力を要すると思ひます。近年、以前は何十年に一度とされていた災害が頻発しており、各自治体、そして地域住民の方々も対応に追われています。災害情報の発信や避難所の運営、自主防災や地域住民間での連絡体制など被害を防ぐための対策が進められています。なお、この災害については、行政も各方面の方々と連携し、できる限りの対策はされていると思ひます。また、同僚議員からも質問が多く出ており、問題点や課題、改善点などもこれからどんどん上がってくると思ひますので、今回は私が気になった以下の点



について質問します。まずは、道路や農道、用水路についてです。先ほど同僚議員からも質問があって、かぶるところもあるので、その辺は省いてもらっていいんですが、これまでも大雨等のときには被害があったようですが、今後はこのような被害が毎年発生する可能性があります。道路や農道、用水路で洪水のたびに氾濫や破損により影響が出ている箇所は、復旧だけでなく、同時に大幅な見直しも必要と思われるがということで、先ほどは、復旧の際に改良を重ねて復旧されているという答えでしたので、ちょっとそれは踏まえた上で、今後、人口や就農者が減っている現状では、例えば地域とか所有者だけでの対応が難しい、事前の対応はとても難しいと思います。例えば農水路とか家屋なんかは毎回あふれるところはあふれますが、地域住民の方だけでは、そこへ手が出せないということがあると思います。行政と地域住民が協働して計画を立てて、例えば毎回起こっている氾濫する農道に対しては被害がなくても、防止策とかそういったのは立てる計画というのはできるのかどうか、そこだけ伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 道路や農道のことについてですので、建設課からお答えいたします。まず、災害復旧事業は、公共土木施設と農地、農業用施設に大別されますが、どちらも負担法、または暫定法という形での適用となります。共通する部分は多々ありますけども、適用除外となるところもございます。維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に関わるものや、維持工事の範疇であるというふうに、また、それ以外にもいろんな条件はございますが、適用除外条項もあります。先ほどお答えした中での改良については、主には、河川災害の復旧工事に関わるものでございまして、用水路や排水路については、基本的に改良は災害復旧ではなく、改良事業としていく形になろうかと思っております。いずれにしましても、受益者負担の原則もございまして、様々な制度を適用し、被災が軽減できるような形に持っていきたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） この質問しましたのも、なぜかという、毎回、水があふれるところは割と決まっています、土のうを運ぶところも決まっています。ただ、なかなか世帯の人数によっては対策も難しいということで、例えば、もう事前にこういった改良しようとか、そういった相談というのは乗って、対策については一緒に考えていただける体制はあるという認識でいいですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 現在、町の制度でございまして、地域施工支援事業に基づいて改良、または災害復旧の制度がございまして、それを活用しながら、様々な事象、これは箇所別において原因が多種多様でございまして、そういったことに関してはあまり限定がない地域施工支援事業での支援をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） では、その制度を使って被害がくい止められればいいかなと思います。

次にペットについてです。町内では、ペットを飼われている方が多くおられます。特に近年では、番犬や防犯という意味合いだけでなく、家族同然で飼われている方も増えていると感じます。そこで質問します。町民に避難を呼びかけた際、ペットのことを気にされていました。町内で避難する際、ペットと一緒に避難することは可能でしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） ペットと一緒に避難することは基本的には可能でございます。現在、県のほうに報告しておりますペットと一緒にできる場所として、第一に開設する避難所のうち、芸北文化ホール、大朝地域づくりセンターを現在ペットが同行できるということで報告しております。しかし、他の避難者の方に配慮する必要もあるため、ペットはゲージに入れ、施設の風除室などへご案内させていただく場合がございます。また、ご自身の車の中でペットとお過ごしになられる方もおられると聞いております。今回の災害についてもそういう方がおられました。事前に避難所以外でもペットと避難できる場所を確保しておくといった対策も今後も皆さんに周知をしていくつもりでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 芸北、それから大朝、それから、また各個人が持っている車ということなんですが、やはり町内にあるとしても、車で移動できなければ、これが使えないですね。また、車の中で避難といっても、車がある方限定なので、だんだんと、今後高齢化で免許返納者が増えた場合というのは2か所と厳しくなってくると思います。災害時に行政職員が開設する避難の中核となる施設何か所かあると思うんですけど、そういったところには、早急にペット対策を講じていく必要性もあると思います。それから、また例えば空いている倉庫とか、そういったことを随時やっていかないと、なかなか車の利用が減っていく中では、また、公共交通もそういうとき動きませんし、厳しいと思われるんですが、対策は考えられるでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 全国の状況、ペットの同行避難というところの事例を見ましても、テントを利用したり、倉庫を利用したりというところを考えられております。今後そういうところも研究しながら、できるだけペットの避難、安全にできるように考えていきたいと思えます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） いろいろ、今回みたいに起きて初めて分かることも多くあると思うんで、改善を進めていただきたいと思えます。次に、消防設備についてです。消防団の設備については、屯所や車両の削減、集約化が計画されています。財政が厳しく、また消防団員の数も減っている中、その方向性は理解できます。しかしながら、今回の災害においては、道路の状況というのが大変悪く、個人が所有する車両での移動が困難となる場合もありました。そのような中、年式は古いんですが、車高が高く、タイヤの大きな四輪駆動車のピックアップトラック、この形の消防車によって避難の手助けができました。今後、車両台数が削減され、軽トラックや車体の大きな消防ポンプ車のみになると、今回のような道路状況が悪い中での使用が難しくなってくるかもしれません。そこで質問します。近年のような豪雨災害では、このような車両が役立つことが多いと思えます。車両の再編計画でも消火機能のみではなく、悪路を走行する面から考察し、計画をする必要があるのではないのでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議員のおっしゃる消防車両についてはボンネットタイプ、ダブルキャビンの消防車でありまして、導入して20年、30年を経過した車両であるため、更新が必要な時期を迎えているものだと思います。消防車の全国的な主流なんですけども、軽トラックやキャブオーバータイプダブルキャビン型であります。本町においても同様の車種を採用して、四輪駆動というのは欠かせないんですが、四輪駆動を標準使用として更新しておりますので、

悪路走行が可能というふうに考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 基本的には四輪駆動なんですけど、自家用車の軽トラック、無理だったんですね。大変大きな20センチぐらいのごろごろした石がいっぱいあって、だけど家に帰りたいから、どうしても避難するものがあるから何か届けてくれみたいな要望があって、それで使ったんですけど、そういった道路状況による車両というの、難しいと思うんですけど、一考して、完全になくすというのは、ちょっと今私的には困るなというのが感想でしたので、頭の隅において、計画の中に入れてもらえればと思います。次に、子供の安全確保についてです。これは、コロナ禍で休校になった場合にも共通しますが、基本的に児童クラブや保育所、学校などは警報や警戒レベル、コロナの感染防止対策によっては休みとなります。そこで質問します。休みとなった際、保護者が休めればいいですが、仕事によっては休めない方もおられます。そのような場合に頼る術としては、どのような方法があるでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 町内の保育施設につきましては、警戒レベル4以上の場合、学校、放課後児童クラブにつきましては、警報が発令された場合、児童の安全を確保する観点から休園、休校することとしております。災害時、このように仕事が休めないといった場合、行政としては、命を守る避難行動をとるよう呼びかけている中で、代替での対応は難しいと考えております。児童の安全を第一優先に個々の近親者や知り合いの方に依頼され、対応していただきたいと考えております。また、コロナ感染により休園、休校となった場合は、児童、職員等は原則自宅待機となるため、災害時と同様、近親者などに依頼されて対応していただきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 現時点では、そういった施設はなくて、近親者が頼りになるということなんですけど、やはり今、世帯が分かれてまして、近親者が近くにいないという方も多くおられます。町単位に1か所ずつでもいいので、例えば保育施設等が閉鎖したとき、エッセンシャルワーカーとか頼れる、どうしても仕事出なければいけない人が預けれる、そういった場所が開設することというのが今後必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、考える余地はないでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） コロナ禍等により休園等になった場合ですけれども、原則的には、先ほど申しましたように、児童、職員等は自宅待機というのが原則でございます。その中でも休園、またはクラスだけが休所というような形もあろうかと思います。そういった場合は、保護者の就労機会を確保するということがありますので、その場合は、町内の保育施設と連携をとりまして検討はする余地があるかとは思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） コロナでも明るみに出ましたが、やはり預けるところがないというのは困ると思いますので、1か所ずつでもいいので、ちょっと検討していただいて、安心して仕事ができる環境というのは整える必要があると思います。今回の災害やコロナ禍のような状況において、保育所や学校、児童クラブに預けることができない場合の対策については、今後、共働きが増えていく上でしっかり対策していかなければいけないのではないのでしょうか。またこれ

は、高齢者世帯や高齢のひとり暮らし世帯へも当てはまると思います。若い世代と同居していない場合、災害時の対応に行政や近隣、自主防災組織などに頼るしかなく、場合によっては避難等が難しいときもあります。そこで、私はその一つの対策として、三世代同居への助成制度の検討をしてはどうかと考えています。この三世代同居についての補助金は、近隣では広島市や坂町が三世代同居・近居支援事業として、また、安芸高田市も多世代同居支援事業として行っています。広島市や坂町は、同居もしくは1から1.2kmの近居、安芸高田市は同居に限るなどの違いはありますが、この目的として、定住はもちろん、子育てや介護などの支え合いの促進、地域コミュニティーの担い手確保を図ることとしています。現在北広島町では、定住対策として、北広島町新規定住化促進対策事業を行っています。もちろんこの制度によって、定住が促進された面もあると思いますが、町内在住者による町内への新築、増改築にも利用されており、北広島町議会の委員会の中でも、果たして町外からの移住に効果があるのか、また見直すべき時期ではないかとの指摘も多くされています。そこで質問します。この北広島町新規定住化促進対策事業については、三世代同居や多世代同居など、親族との同居に限って行う形に変えてみてはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 新規定住化促進対策事業補助金は、三世代同居や多世代同居世帯も補助対象としております。令和2年度における当該補助金の申請件数は43件でございました。そのうち三世代同居世帯からの申請はございませんでしたので、ニーズは極めて低いものと考えております。なお、この新規定住化促進対策事業補助金につきましては、効果検証を行い、見直しを行う予定としております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） そうですね、見直しをされるということなので、これまでやってきたこともありますから、この事業で、例えば空き家等利用する場合、補助額を増額などすれば、この空き家対策になると思います。そういった形で、今はされてないんですけど、三世代とか多世代に、それから空き家対策というのに変えてみることは、今検討されるということなんですが、それは近い将来とっていいでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 効果検証を現在しておりまして、来年度に向かって準備をしているところでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 効果検証されるということなので、また、そこに三世代、多世代のことも検討に加えていただければと思います。この三世代、多世代同居は持続可能な北広島町を構築していく上で重要な要素ではないでしょうか。少子高齢化が進んでおり、また、財政が厳しい中では、公的なサービスも限られるため、近くに、先ほども言いましたが、頼れる存在があるということは、安心安全な暮らしにつながります。そこで質問します。災害時やコロナ禍での弱者保護対策、地域コミュニティーの存続への対策として、三世代同居や多世代での同居は有効と考えられますが、最後に町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 災害時等緊急時に高齢者等弱者対策を進めていく上においては、地域コミュニティーの役割は重要であるというふうに認識をしております。しかしながら、核家族化、多

様化が進み、また高齢化等により地域のコミュニティーの維持が難しくなっている地域もあります。三世代や多世代での同居世帯が増えること、また若年層の転出抑制やUターン者が増加することは、地域コミュニティーの維持、継続が図られていくことにつながります。したがって、三世代や多世代の同居に限らず、若年層の転出抑制やUターン者への新たな支援制度の構築を進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） これだけではなく、様々な策が必要と思います。私も三世代、近くに住んでるんですが、この非常時における子供の安全確保や親が休めないときの保育、そして高齢者世代が直面する老々介護問題や独居高齢者のケアなど、今後ますます問題になっていきます。また、地域が元気になるのは地域コミュニティーが欠かせません。今上げた三世代、多世代の同居というのは、その一つの解決策になるのではと思います。もし全国的に広がれば、保育所の待機問題、いくいくは社会保障増への対策の一助にも、また空き家の対策につながるとも私なりに考えています。様々な対策を講じまして、北広島町がよりよいまちになることを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） 暫時休憩します。1時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 40分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前に引き続き、一般質問を行います。次に、4番、中村議員。

○4番（中村忍） 4番、中村忍です。令和3年8月豪雨を教訓として、安全安心なまちづくりを願って質問いたします。このたび、令和3年8月豪雨では町内各地で甚大な災害が発生いたしました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。近年の異常気象は、地球温暖化によるものであり、これまでの災害に関する考え方が通用しなくなっていることがうかがえます。今後、本町の防災の推進においても、これまでの概念にこだわらず、フラットな見方をしていく必要があると改めて感じさせていただいているところでございます。私の住む本地地区においては、土石流が多数発生いたしました。ご覧の写真は、よみがえりの水に向けて上っていくところの集落でございます。砂防ダムが、また治山ダムが機能しなくなって、水害に遭った地区でございます。また、この写真は全壊いたしました改進黨集会所ですが、冠川の増水によって護岸が削られた箇所も多数ございます。さらに、こちらの写真は、本地小学校付近の冠川の様子です。水は管理道まで上がってきています。増水によって氾濫したところもございません。この夏の豪雨を教訓として、被害を受けたり、恐怖を感じたりした町民の目線に立ち、また、これまでの行政が当たり前としてきた災害対応を見直し、一層、安全安心なまちづくりの推進を迅速かつ適切に進めていただきたいと思います。さて、8月17日の中国新聞の記事に、家、直したばかりという見出しで、3年連続で氾濫した江の川によって被災の方が紹介され

ていました。道路に流れ込む濁流を見て恐怖を覚えるとともに、こんな短い間にまたなんてあり得ない、というコメントが掲載されていました。このことに共感できるのは、私が河川のすぐそばに住んでいるせいかもしれません。私のすぐ家の近くには、冠川の支流の都合谷川が氾濫するたびに毎回のように浸水の被害に遭われている方がおられます。8月13日のことです。家の裏の冠川が異常に増水しているので、すぐにその何度も被害に遭われている方のお宅に行き、避難を促しました。この写真は、そのときの都合谷川の様子です。町道や旧国道へも水があふれ始めていました。避難を促した方は、すぐ近くにおられた方に車で避難所まで送り届けていただきました。その直後、その方のお宅の浸水が始まり、結局床上まで浸水されました。雨が上がってからは、近所の方と一緒に、侵入した土砂を取り除いておられました。また水が引いた後、都合谷川の様子を見ると、いつになったら取り除いてもらえるか分からない大きな石が土砂とともに思いっきり堆積していました。こうした災害のとき、住民の方々の自助、共助の姿がとても輝いて見えます。反面、公助は、被災者の心にひだに届いていないように思いました。大雨の際に高い頻度で冠水被害を受け、大雨警報が発令されるたびに不安な夜を過ごす住民の方々の心労は計り知れません。また、冠水被害が発生するたびに復旧作業を行うご苦労は、肉体的にも精神的にもそして経済的にも大変なものでございます。川のそばに住んでいることそのものがいけないのでしょうか。復旧工事が原状回復にとどまっていたこれまでの対応では、次の豪雨のときも同じことが繰り返されるのではないかと思います。これは決して目指したい北広島町の姿ではないと思います。このことについてどうお考えになるのか、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 災害復旧に関してのことですので建設課からお答えいたします。まず、今回人的被害に至らなかったことは、これまでの治山堰堤、砂防堰堤、もしくは改良復旧事業等により、被害が軽減がなされたと判断しております。今後も引き続き、土砂災害による被害を軽減するために治山事業、または砂防事業等を実施する必要があり、広島県や国土交通省、農林水産省と連携し、被害軽減を図ってまいります。なお、砂防堰堤、治山堰堤について、少しご説明をさせていただきます。治山堰堤は、溪所、谷ですけれども、その勾配を緩和して安定した勾配に導き、溪流の縦横浸食を防止し、谷の床の安定、山腹の固定、土砂流出の抑止、調整を図りつつ、やがて勾配が安定した堆砂地が植生に覆われ、林木が生育し、森林が再生され、森林の持つ多様な機能である土砂流出の防備、山地崩壊や土砂崩壊の防止、洪水緩和機能、保水機能が高度に発揮されるよう、森林の維持造成を通じて山地災害から住民の方々を守るとともに、水源の涵養、生活環境の保全を図ろうとする施設でございます。砂防堰堤は、主には砂防法の指定に基づく川の川底が削られるのを防ぎ、水の流れを遅くする、または畦岸、山腹の崩れを防止し、水の流れを遅くし、一度に大量の土砂が流出するのを防ぐ目的の施設でございます。いずれにしても被災箇所周辺の状況等により被災原因は様々ですので、事業を選択し、今後の減災対策につなげていきます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） もう一回お伺いします。復旧工事が原状回復にとどまっていた、このままの対応では、この次もまた同じことが繰り返されるのではないかという問いをしたつもりでございます。その点についてお願いします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 主には河川の改修等になりますけれども、先ほども申しましたとおり、改良復旧事業、被災した河川施設の復旧と合わせて築堤や河床の掘削等を行い、流下能力を拡大することで河川の氾濫を軽減するなど、再度災害の防止と構造物の強化等を図るための事業がございます。これは河川等災害関連事業と称される事業でございますが、この点に関しては、国土交通大臣が視察されたときに、町長、議長連名の下、要望の内容として入っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 分かりました。先ほどの新聞と同様に、また被害に遭ったよ、また同じ家が被害に遭ったよ、この繰り返しだけはぜひ避けるように、災害復旧に努めていただきますよう、心がけていただきたいと思います。さて、令和3年8月豪雨により町内の災害は、河川の氾濫によるものと山の斜面から崩れ、土石流が発生したり、山からの水をくい止める砂防ダムなどが機能しなかったことによるものが原因で発生したものが多数ございました。また、上流の水路の水を下流につながるための土管の幅が狭くなっているにもかかわらず、何の改善もされないでいた人為的な要因による被害もあったように思います。町民の安全安心な暮らしを守るという観点から、こうした状況について、いかがお考えなのかをお伺いしてまいります。まず、1つ目でございますが、このことについては、本地地区を流れる冠川、都合谷川に限定してお伺いいたします。まず、この2つの川の計画水位、氾濫危険水位は幾らで想定されているんでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 冠川と都合谷川の水位のことで、建設課からお答えいたします。

この2つの川の計画水量はありませんが、計画水位というか、氾濫危険水位は設定しております。冠川は、避難氾濫水位が2.1m、氾濫危険水位は2.3mです。なお、都合谷川については、水位の設定をしておりません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今回の水害時の2つの川の水位はどの程度だったと把握されておられるでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 冠川は、8月13日8時50分の3.45mが最大水位となっております。都合谷川には水位計がございませんが、住民の皆様からの報告によれば、かなりの水位があったものと想定しております。なお、2.3mを超えた、氾濫危険水位を超えたのは、8月13日の午前7時40分から午前10時50分までの間でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 3.45mということでございますので、当然これは氾濫してもおかしくない水位だったというふうに理解をしております。実際先ほども写真を見ていただきましたが、地区内において氾濫も起こしておりますし、その水流のおかげで護岸が壊れたという箇所もございます。このたびの水害で、この2つの川の流域での被害状況や被害金額など具体的な数値は把握されておられますでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 冠川と都合谷川ですが、いずれも県管理河川でございます。現在県において被災箇所の把握はできておりますが、測量等を実施中でございますので、具体的な数値の

把握には至っておりません。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 分かりました。随分な被害が出ているのだけは確かだと思います。今後、この2つの川をはじめとした河川の氾濫防止を図るために対策をされていくものと思いますが、特段冠川について申し上げれば、河川改修を以前していただいてから、住民の皆さんの声をお伺いするのに、最近、川底がすごく浅くなっているんですよと、もういつ水があふれてくるかわからない状況にありますよと、また、大きな石がたくさん堆積していますよと、また、川の流れ、カーブを切ったところの反対側でございしますが、そこには、葦をはじめとした草がたくさん堆積した土砂の上に生えていますよと、そういうものを取り除いて改修していただきたい、そういう願いも持っておられるようです。どのような対策を具体的にとっていかうとお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設課からお答えいたします。氾濫防止のためには河川断面を確保することが前提となりますが、上下流の被災状況や越流した箇所状況は様々であり、広域的な対策として被災状況の整理とともに検討していただくよう、県のほうにはご要望しております。また、管理河川の浚渫計画等にも、現在広島県においては、河川内の堆積土除去計画2021、計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間ではありますが、計画され、順次対応される予定でございます。町においては、浚渫計画はございませんが、各地域の要望に基づき堆積土調査を行っており、予算の範囲内で緊急度の高い箇所から浚渫を実施してまいります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） このたび大きな被害を受けた川が北広島町内で申しますと冠川の流域、それから出原川の流域、そこが大きな被害があったように私は把握しております。この2つの河川については、ぜひ優先度を上げていただいご対応賜りますよう、ご計画いただければと思います。それから次の質問にまいります。先ほども申しましたが、水路の幅、土管の大きさを考えた水路の改善について、どう考えて、どう対策していかれるのか、このことについてお伺いしたいと思います。また、基本は、先ほど同僚議員のご回答でもおっしゃいましたが、水路は受益者負担であるというふうな言い方をされたように思いますが、水路はどんなときでも住民の力で管理し、修復していくのが当たり前という考え方を貫くことはどうなんかなというふうな思いでおります。と申しますのは、行政のお力をお借りしないとできないことというのはたくさんあります。激流で、水田に引き込む水路ごと破壊されて、来年の米づくりがどうかと心配されている地区もございします。また、地区の中で還暦を迎えられた方が、その地区の中では若いほうから3番目である、あとはみんな高齢者であるという地区もございします。長い水路に堆積した土砂の整理がとても大変な地域もございします。それから重機を使わないと動かせないような大きな石がこの大水のせいで水路にはまり込んで、その処理に困っているという地域もございします。今こそ住民の心に届く公助の力が発揮される時ではないかと思ひます。原則は原則かもしれませんが、温かい思い、それから地域の事情をしっかりと考慮された上で対策をしていただきたいと考えますが、いかがでございしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 水路の関係でございしますので、建設課からお答えいたします。今回、基



本的には断面不足による土管の水路の土砂等の詰まりにより越流が生じ、被災に至ったと考えております。その断面不足解消のための事業選択が必要だとは思っておりますが、現在、最適な事業がないのが実情でございます。また、町の支援ということに関しては、現在の地域施工支援事業補助金の要綱を使い、受益者負担は伴いますが、受益者の方はもちろん、関係地域のご理解、ご協力が土地の提供や土地の改良など必要となってまいりますので、そういった全体的なご理解も必要だと考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） なかなか大変だとは思いますが、また、今後検討の余地がある中身ではないかと私は思っております。さて、このたび箕野町長はじめ町当局におかれましては、激甚災害の指定に向けて大変なご尽力をいただきました。大変感謝いたしております。同じ災害を繰り返されないようにするために、どのような方針で復旧を進めていくようにお考えなのか、町長の所見をお伺いします。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 今言われました、要望しておりました激甚災害の指定につきましては、赤羽国土交通大臣や国会議員も本町に来られ、被害状況を確認され、指定をしていただきました。災害復旧につきましては、これまで答弁しているとおり、原則原型復旧ということで、まずは安全確保が第一だと思っております。しかし度重なる災害を防止するため、災害復旧事業のみでは十分な効果を期待できない場合において、防災、減災、国土強靱化を進める上でも改良復旧事業を積極的に取り入れる必要があると考えております。再度災害防止のためには、大幅な見直しが必要な被災箇所もあり、現在要望しているところであります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） このたび被害を受けた方への対応、いろいろな対応をしていただいているのが現在だと思います。被害を受けた側からいろいろな要望が出る前に、全壊であるとか半壊であるとか、大きな被害を受けたところは町でも既に把握されていることだと思います。こういうふうな支援ができますよとか、こういうふうにしたら経済的に安くできますよとか、そういった情報を是非、届けがある前に被災者の目線に立って、丁寧に説明をしてあげたりとか、周知を行っていただいたりとかいうことを希望いたします。本当に心の部分で被災者となつながつて、一緒になって、安全に、安心して過ごせるように、町も頑張ってるよというメッセージを伝えていただきたいと思っております。次の質問に移ります。次の質問は、行政評価で効率的な北広島町の経営を願って質問をさせていただきます。行政活動に民間企業の管理手法を導入することによって効率化を図り、質の高い行政サービスを目指すという新公共管理、ニュー・パブリック・マネジメントの考えは、1980年代後半以降、イギリスやニュージーランド、オーストラリアなどにおいて成長した考えでございます。我が国では1996年、三重県による事務事業評価システムの導入が初めての本格的なニュー・パブリック・マネジメントの取組だと言われております。また、2003年に小泉内閣の経済財政諮問会議で策定された、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針において、政策プロセスの改革の一環としてニュー・パブリック・マネジメントが位置づけられ、2004年の地方分権改革推進会議の最終報告で、地方自治体の行政改革手法として推奨されております。そこで、本町の行政改革はどう位置づけられ、どう進められているのかを把握するために、北広島町のホームページを閲覧いたしました。残念ながら検索することはできませんでした。私は限られた財源をもって、増

大する町民のニーズにどう応えていくのか、その羅針盤となるのが行政評価をベースとしたP D C Aマネジメントであると考えます。以下、質問をいたします。1点目でございますが、北広島町の行政評価制度に対する認識を伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 地方自治体の行政評価は法律で規定されているものではなく、自治体によって評価の対象や手法も様々です。行政評価の定義を定めている自治体もございます。本町は特に定義をしておりませんが、行政運営における施策、事務事業を一定の基準によって客観的に評価し、その結果を改善につなげていくものであると考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） おっしゃるようなところが行政評価につながる中身であろうと思います。今おっしゃっていただいたようなことを行うことで、多様化、高度化する町民のニーズに応えるための役場の自立性が高まっていき、これは大変有効な手段であると私は捉えております。さて、行政評価の目的をどのように捉えておられるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 定義と重なるところもございますが、施策及び事務事業の進行管理を適切に行い、評価結果を施策等へ反映し、効率的で効果的な町政運営に資すること、また、町民への説明責任を果たすことを目的として実施しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） この行政評価シートをぜひ町民向けに私はつくっていただきたいなというふうに願っておるところでございます。そのことによって行政の透明性、また、先ほどおっしゃられた説明責任もしっかり果たせるのではないかなと思います。さらに、改善を意識した仕事の進め方、これが庁内に、この役場に息づいていくのではないかと捉えております。さて、行政評価の方法はどのようにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 評価方法でございますが、事業ごとに各担当課が目標値に対する実績値から年度末の進捗状況の評価し、取組に対する成果及び課題、次年度に向けての取組の方向性について定めております。次に、まちづくり総合委員会に諮り、総合的なご意見をいただき、各課にフィードバックする方法をとっております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 行政シートでやられているのではないかなということが分かりました。それで、このたび、この9月議会において示していただきました主要施策の成果に関する調書、先日たくさん説明をいただきました、これでございます。これを開けてみると、このフレームを若干P D C Aというふうに標記の出し方を改めることによって、これは行政評価のシートとして私は改善できるのではないかなと考えます。そのフレームをしっかり示すことで町民も分かりやすくなると思いますし、透明性を確保することもできるのではないかと考えます。行政評価の対象をどの部分にとお思いでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 現在、評価の対象としている事業は、長期総合計画に成果指標を定めている事業や総合戦略の事業の中で、地方創生推進交付金を活用している事業でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 了解しました。ありがとうございます。北広島町の長期総合計画に基づいて、先ほどの主要施策に関する調書も作られておりますし、このことが一番町民にも必要なことなのか、また行政においても重視すべきことなのかと考えております。そこにしっかりポイント当てて取り組んでいくというのが大事なことではないかなと私は思います。さて、評価の客観性・透明性を高めるための取組はどのようにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 外部意見を活用する取組として、まちづくり総合委員会に諮り、意見、助言を求めていることや、評価結果をホームページに公表していることが客観性、透明性につながる取組の一つであると考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 外部評価というのは最も重視すべき中身であろうと思います。しかしながら、今ホームページに出されていますその評価じゃなくて、やっぱりこの調書のようなスタイルで進めていくことが私は重要なんじゃないかなと思います。私たち議員もこれを見ることによって、北広島町で行われている事業はどのように進んでいるんだなということを、しっかり把握させていただけることができました。また、このシートをしっかり作っていくことによって新公共管理において公共サービスを行う行政機関自身の統制管理も図ることができますし、同時に効率的な北広島町の経営につながる可以考虑です。もう少し幅広く取り組んでいただけたらと思います。次の質問に移ります。町行政の動きは町民にとって一層分かりやすく、一層見えやすいものにするとともに、やった仕事に対する説明責任を果たし、それによって町民との協働を図っていくために、北広島町は行政評価をどう位置づけて取り組んでいったらよいかと考えておられるかを伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） よりよいまちづくりを進めるためには、町民と行政による協働の取組が必要です。そのためには、行政施策の積極的な情報発信等により、町民の意識、関心を高めることであり、行政評価はその一つであると考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） これはもう仕事の仕方そのものにつながってくる中身ではないかなと思います。積極的な情報発信というのは、ぜひ大事にしていいただければと思います。限られた予算を活用する、きちんと結果を重視して予算を使い切ることで、仕事が完結したとって考えるのではなくて、もう一歩進んでいただいて、限られた資源を有効に活用する、その成果重視の仕事の仕方にシフトしていく、そういう考え方が大事になってくるのかなと思います。町民の皆さんの満足度の向上と、コストに見合った成果をどれだけ上げたかを重視して、人材や財源を効果的に配分して、最小のコストで最大の成果を上げるという、そういう経営をしていく、そういう視点が重要になってくるのではないかと思います。最後になりますが、行政評価を丁寧に行うことで、ぜひ効率的な北広島町の運営を進めていただきたいと思います。町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 地方分権の推進により、地方自治体の自主性や自律性を高め、自らの判断と責任において、行政運営を行う自治体経営が求められる時代となっております。町民の皆様の多様なニーズに応え、質の高い行政サービスを提供していくためには、厳しい財政状

況の中においては、限られた財源を効率的、効果的に配分していく必要があります。そのためには、目的意識を持って業務に取り組むことが重要です。今後も引き続き行政評価を行い、効果、成果、課題などを評価検証し、行政運営に反映していくように取り組んでまいります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 最後に1点、今後の行政評価をこれを使ってやろうというおつもりはございませんか。いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 評価シートにつきましては、今使っている様式では、目標値、実績値のみからの判断というふうになっておりますので、より具体的に事業の成果や効果を示す指標であるとか、事業の評価を判断する評価項目など設けてするような詳細なシートは作成をしておりますので、今年度から進めていくようにしております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ぜひ新しい評価シートを町民の皆さんに公表していただいて、町の進捗について皆さんに分かっていただけるような取組を推進していただきますよう期待しております。

それでは、北広島町の長期総合計画、第2期北広島町総合戦略実施事業の評価検証から、ふるさと寄附額について伺います。これは先ほども申しましたが、行政評価について町のホームページを検索したら、ここにたどり着いたので、これを見させていただきますと、施策分野Vのふるさと寄附額が1億円という目標値に対して、成果がなかなか上がってないという状況であるということが分かりました。ふるさと寄附は貴重な収入源であると考えます。令和2年度のふるさと寄附額は幾らでございましょうか。また、町民がほかの自治体に寄附したことで、町に入らなくなった税金は幾らでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 令和2年度におけます本町のふるさと寄附額につきましては、個人によるものが3880万円、企業版が2560万円、トップアスリート支援及びコロナ対策支援で540万円、合計寄附額は6980万円でした。また、本町の町民が他の自治体へ寄附をしたことにより本町に入らなくなった税金につきましては、集計したデータは持ち合わせておりません。しかしながら、本町の住民が本町へのふるさと寄附を行った場合を含めれば、令和3年度市町村税課税状況調によりますと、令和2年中に寄附をしたことで、本町の令和3年度の町民税から特例控除される額は748万3000円です。なお、住民税の減収につきましては、地方交付税の交付団体に対して住民税の減少分のうち、75%を交付税で補填されますので、実質25%の減収ということになります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ふるさと寄附額というのを得るためにしっかりと取り組んでいくことは、町にとっては収入を得る大きなチャンスだと思いますが、どのような取組をしておられますか、また、今後こういうふうなことを工夫、改善していきたいと思うことがございましたら、お願いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） ふるさと寄附事業の取組につきましては、寄附金の申込み方法につきまして、郵便振替のみであったものを令和元年度におきましてスマートフォンやパソコンを使って、Web専用サイトから申込みができるように改善しております。昨年度におき

ましては、役場内で組織を超えたワーキング会議等開催をし、返礼品登録者の掘り起こしと登録拡大に取り組んで、返礼品の数を充実をさせてきております。今年度におきましては、北広島町商工会と連携して、新たな登録事業者及び返礼品の開拓を行っております。そのほかチラシの配布やホームページ、SNSを活用するなどして、本町への納税を呼びかけております。なお、企業版ふるさと納税につきましては、本町とゆかりのある企業等へトップセールスなど行いまして、納税についてお願いをしておるところでございます。また、民間事業者と連携した取組も行ってきました。本町の改善すべき点でございますけれども、本町の魅力や取組を発信をしっかりとするとともに、本町で生産されております様々な製品を返礼品として登録していただきまして、それらの魅力が十分に伝わるよう紹介を工夫して、多くの方に知っていただく取組が重要であると考えております。そのため、ふるさと納税専用サイトの数を拡大し、より多くの寄附者から選んでいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今後へ向けて町の魅力の発信であるとか、返礼品の工夫であるとか、大変な改善を図っていくように取り組まれているんだなというのがよく分かりました。県内においては、安芸太田で1億円突破したとか、呉が5億円を突破した、神石高原では11億円だと。今日テレビで見えておりましたら、日本一ふるさと納税が高い市が都城だったと思いますが、100億円を超えておりました。本当に頑張れば町の財政の健全化にも少しは貢献できることではないかなと私は思います。今おっしゃっていただいたようなところを、今後工夫、改善していただくことを期待しております。最後になります。北広島町総合計画策定のためのアンケート調査がインターネットの中でまた見たものでございますが、北広島町の住みよいところ、住みにくいところについて記載がされておりました。住みにくいところのベスト5、交通の利便性が悪い、買い物が不便、働く場が不足している、医療機関や福祉施設が不足している、通勤通学に不便、そして、その次に位置したのが住民意見が行政に反映されていないでございます。これが約4分の1の割合を占めています。このことについてどう捉えておられますか、副町長、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 今回のこのアンケートによって、町民の皆さんの様々な思いを読み取ることが出来ます。一方では、このアンケート結果については、いろんな角度から分析する必要もあると思っております。ご指摘の住民の意見が行政に反映されていないという意見につきましても、中身は、意見を言っても通らない、あるいは意見を言う場がない、分からないなど、いろいろあろうかと思っております。いただいた意見を全て行政に反映することは難しいことではありますが、まずは、いただいた意見に対してどう対応するのか、どう考えているのかを素早くお返しすることが、まずは必要であると考えております。次に、意見をいただく場としまして、まちづくり懇談会、まちづくり意見箱、ホームページ等がございます。また、地域協議会や関係団体、各委員さんなどを通して意見をいただく場合もあります。こういったことをしっかり活用して意見を伝えていただければと思っております。また、このアンケート結果の内容ですけれども、広い町域の中で、各地域の意見にそれぞれ違いも見受けられます。それぞれの地域の課題もしっかり受け止めながら、町政に反映していきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今おっしゃっていただいたようなこと、とりわけどう対応するのか、素早く返

していく、そういうこと、また、先ほどの災害の対応とかでも似たような答えが返ってまいりましたが、これはできないよということもあろうと思います。できないかもしれんけど、ほかに、こうしたら少しでも皆さんのご期待に沿うことができるよというような返し方もあろうと思います。いかに町民と行政の皆さんとが、心の部分でつながっていくんかということが今後大切になっていくんじゃないかなと思います。役場に行ったら、どうにかなるかもしれん、何とかしてくれるかもしれん、そういう期待を持って役場に来られる方が増えること、また、大変だなと思われる方、ずっと待ってるんじゃないしに、手を差し伸べていくという、そういう姿勢も今後ぜひ大事にしていきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで中村議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒作業を行うため暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 51分 休憩

午後 1時 52分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、5番、佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。町民のくらしの現状と課題について、5項目質問をさせていただきます。まず最初に、8月9日から台風9号と大雨で大きな災害をもたらしました。被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧を願うものであります。さて、今回の経験により、災害発生との連絡方法や各地区での取りまとめ方法を検討するべきではないかと思えます。町では、被害報告は各地区の区長が取りまとめ、役場に報告をしていると聞いておりますが、地域によっては個人での連絡、区長、自治会、自治会防災会、議員、また誰に報告してよいか分からないという意見をたくさんいただきました。受ける側も情報が重複し大変だったと思えます。町への報告、例えば農地関係は営農組合で行う、道路、河川、住宅等は区長または自主防災、議員等が報告する等の対策は必要ではないかと思えます。そこで質問します。現在、基本的なルールや具体策があれば教えていただきたいと思えます。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議員がおっしゃるとおり、様々な時間に様々な方から様々な情報が数多く寄せられまして、中には重複した情報が寄せられるなど、情報の整理に膨大な時間と労力を要することがあります。今回も含めまして、今回の災害のケースを参考に効率的な情報収集の仕組みを検討してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 先ほども同僚議員が写真を差し出しましたが、私も持ってまいりました。少し見えにくいと思いますが、これは豊平地区の私が住んでいるところです。これが萩原川、この下が吉木川の上流です。これは随分たつてからの被害ですが、この橋がもう崩れかけているような状況です。建設課のほうにも何度も要望書は出しております。それから、これは圃場

整備をしたときに、河川が少し狭まったということで、こちらのほうに家があるんですけど、これが今回の大水ではもう床下浸水ぎりぎりいっぱい、ポンプで排水をしたというような状況です。私も現場に参りましたが、消防団が手が足らなくて、周りの近所の皆さんが手伝ったというような状況です。それからもう1枚、これは先日、戸坂七曲千代田線ですね。これの吉木川の下流です。もう毎回のように災害のときに道路にあふれます。今日もバス業者の方から危険だということで、ある業者が見回りに出ているという情報をお聞きしました。建設課の方にはいろいろ情報を差し上げて、何とかならないかというふうなことをお願いしておりますが、なかなか前に進んでおりません。努力をお願いしたいというふうに思います。私が初めて議員になって、今回ボランティアでずっと、約3週間ばかり現地に出たんですが、消防団、自主防災、行政との横の関係、特に連絡網が不十分な点がたくさん見受けられました。というのが、消防団にお願いしても、どこにどういうふうにやればいいのか、対応になかなか時間がかかりました。知っている消防団の人に連絡をしたら、班長が現場に駆けつけて、検証して、それで土のうを積んだり、いろんな対策をする、それが間に合わないときはOBが参加しておりました。その対応、どういうふうになっているか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 消防団につきましては、消防団の水防初動マニュアルというのをつくっております。消防団と町の対策本部の指揮命令系統などを明確にしております。こちらに基づいて水防の活動、消防団の方には行っていただいております。今回の大雨対応につきましては、今後の消防団の会議で、また活動については検証する予定でございます。それから、先ほどありました自主防災組織につきましては、自立的に活動されているところ、または、ちょっと活動がされていないところも様々あると認識しております。防災活動における相談など随時、危機管理課のほうで問い合わせに対応して、今後、このような活動するんですよというところも、また支援のほうを引き続き行いたいと思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） スピード感で、よろしくお願ひしたいと思ひます。次の質問です。今回の災害で、警戒レベル5になりました。スマートフォン、テレビ、きたひろネットでは放送ありましたが、きたひろネットをとられてないところ、それから消防、警察の見回りは、避難誘導は対応できたのでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） スマートフォン、テレビ、きたひろネット放送ということで、情報のほうを発信しております。音声告知とかですね。それから固定電話の登録のある方には、この連絡をしているところでございます。それと消防と警察の関係でございます。北広島町消防署、山県警察署においても、河川の増水状況、危険箇所の状況などを巡視され、随時、町対策本部へ連絡をいただいております。とりわけ今回は、避難したくても避難できない状況にある住民からの救助要請により、消防署のほうでは救助に向かった案件もございませう。また、消防団の方も地域へ避難を呼びかけをしていただいた活動もございませう。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 私が2日目に行ったところは、ひとり暮らしの高齢者の方で、猫を飼われている。もう裏山から水がどんどんあふれてくるのに、避難をしなさいと言うてもなかなか避難されなかつたという経緯があります。もう茶色い水が出てきたので、これは危ないというこ

とで強引に連れていきましたが、先ほども同僚議員が質問しておりましたが、ペットは、もう自分の子供のようなものだというふうに認識をされておりますので、芸北、大朝にはあるということですが、ほかの旧2町、千代田、豊平にも近々に新設をしてもらうように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。次に除雪対策について質問をいたします。忘れてはいけないのですが、今年の1月、令和元年の初め積雪が多く積まりました。除雪業者も大変苦勞されたことを覚えております。早目の対応に感謝しているところでございますが、除雪対策として反省を含め、夏に対策会議が行われるというふうに聞きましたが、現状はいかがなものでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 除雪のことに関しまして建設課からお答えいたします。広島市西部建設事務所安芸太田支所、山県警察署、安佐北警察署と北広島町の5者の対策会議は3月に行いましたが、諸般の事情により夏の開催はしておりません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） できれば、年2回とかいうふうな詰めた会議をしていただきたいというふうにも思います。次に除雪の基本についてお伺いします。基本は、路線バス、通学路、本線支線と聞いておりますが、各地域への集会所の避難所の出入口までの除雪は無理なのでしょうか。前回もお伺いしましたが、再度お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 道路の除排雪についてですが、建設課所管の除雪は、道路法第42条に基づく道路除排雪であり、各施設の敷地内にある出入口除雪は基本的にはできません。各施設管理者での対応となります。しかしながら、除排雪作業上、雪を寄せつける等の必要なエリア確保等は道路除雪として対応しておる状況でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） ありがとうございます。なかなか利用者が除雪するというのも、除雪機を持っていれば簡単にできるんですが、今年みたいに4、50cmも降って、出入口だけでも除雪をしていただければ、後は自助でできると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 基本的に道路除雪以外に関しては自助でお願いしたいと思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 了解しました。次に中学生の通学時の安全確保について、豊平地域での中学校の冬季バスの利用のことにしてお聞きしたいと思います。豊平地区では、全地域と一部地域となっておりますが、現状はどのような利用方法になっているのでしょうか。お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 本町では、片道6km以上の中学生生徒を対象にバス通学の補助を行っております。特例として冬季期間の積雪や凍結による危険を勘案し、12月から3月の間、6km未満でもバス通学を認める制度を設けております。今年度は、学校を通して希望のあった豊平中学校の生徒7名を認めています。対象地域の限定はありません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 6kmという規制がかかっておるんで、それより100m未満でも基本的



には補助だけということで、それでよろしいですか、そういう理解で。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 6 km以上の方はバス通学、定期券を出させてもらっておって、未満の方には出ていないという状況です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に自転車通学の歩道は、6月、7月になると大変草が多くなります。利用にも不便だと。また通学路を最短距離で決めているので、通常バスルートを通れば、以上にあります、これにならない生徒が何人かいるんです。山間部でありますので民家が少なく、それから街灯も少なく、最近是不審者が多い中、駆け込む民家が少なくなっております。その対応はどういうふうにされているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 児童生徒の通学路について、本町では、北広島町交通安全プログラムに基づき、毎年、警察、道路管理者、町の三者による合同点検を実施しています。町内全小中学校から、通学路における危険箇所の報告を受け実施するもので、豊平小中学校から上がる報告の多くが草木の繁茂であることから、西部建設事務所安芸太田支所を通じ、主要地方道安佐豊平芸北線のどんぐり村付近から町道瀬山萩原方面の歩道の草木を刈るなどの対応を行いました。不審者情報につきましては、通報があった場合には、速やかに山県警察署、学校、保護者等に連絡をし、パトロールの実施や情報提供につなげています。街灯の設置につきましては、交通安全プログラムでの確認箇所もございましたが、現時点で対応が難しい結果となっております。地域における見守りのご協力や地域での防犯灯設置をお願いするなどの対応をしています。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 先ほどの答えが正解だと思いますが、防犯ベルの対応やスマートフォンの持参の許可はされておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 防犯ベルは、毎年小学校1年生の全員に防犯ブザーを入学時に配布しています。スマートフォンの持参につきましては許可をしておりません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 新年度に、今日持ち合わせておりませんが、キッズマップを配布されていると思います。安芸太田町とそれから北広島町の安全地図というか、主だったところの場所が書いてある地図があるんですけど、それを見させていただきましたが、業者とタイアップして作られているので、コマーシャルが多い、それから用紙が限定されているので、自分のところは自分でこの防災マップを作りなさいというような感じの地図でございました。その点をちょっと努力してほしいなというふうに思います。それともう1点、その地図を作成されるに当たって、できればハザードマップ、ここが危険だよというところがあれば、今後検討されてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） ご提案ありがとうございます。学校では、また交通安全マップも作成しております。しっかりハザードマップの危険箇所も合わせて児童生徒に安全を呼びかけていきたいと思います。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 年度ごとに通学バス業者と教育委員会の中で、いろんな現状の把握はされておられると思いますが、主だった対策、どのようなことをやられているのか、2、3点お話をください。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） バス通学につきましては、毎年度対象となる児童生徒、乗降場所、定員に応じたバスの選定などの調整をバス会社と学校でしていただいております。教育委員会としましても、円滑なバス通学の実施に向け、各学校、バス会社との連携を密に指導、助言を行っています。家庭や地域のご協力もいただきながら、児童生徒の安全な登下校の実施に取り組んでまいります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） よろしくお願ひします。それでは4番目の高齢者問題について質問したいと思います。将来の医療について、2025年、2040年問題と全国的に話題になっておりますが、団塊世代が後期高齢者2025年には75歳以上になります。それから2025年から2035年の10年間は、介護の量でなく介護の質が問われる時期だと聞いております。そこで、医療には直接関わらないかとは思いますが、8050の問題は北広島町ではお考えになっているかどうか、お聞きをしたいと思ひます。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） このことにつきましては、町に設置されています地域包括支援センターが大きな役割を担っていると認識しております。現状としまして、親の介護などをきっかけに、高齢の親と40代、50代の子供が困窮した状態で、ようやく地域包括支援センターなどの相談機関につながる場合があります。地域包括支援センターは、医療や介護、福祉の関係者とのつながりも幅広く、個々の情報が集まり、問題を発見し、関係者と連携し、支援を進める拠点となっております。町民の皆様が将来にわたり、住みなれた地域で安心して生活が続けられるように、地域包括支援センターなどが拠点となり、医療、介護、福祉の専門職はもちろんですが、ご本人、ご家族、地域の方も一緒になり、8050問題を解決していく必要があると認識しております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 私もまだよく分からないんですが、広島県では、この8050という先進的な取組は廿日市市がやられているようにお聞きしました。その辺の情報はございませんでしょうか。ちょっと質問には通告してなかったんで申し訳ないです。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 廿日市の情報は承知しておりません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 世帯構造も変わって、身寄りのない単身世帯が増加しております。家庭の代理機能を地域の中でどのように関わっていくのか、もし対策があればお聞かせをください。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 単身世帯は本町でも増加傾向にあります。特に高齢者の単身世帯の増加により、衣食住、生活全般の維持、認知症などの病気や体調管理などの課題があります。介護保険サービスをはじめ医療や保健、福祉など必要な公的サービスを利用していただくことも大切ですが、地域の中で友人、知人など身近な周囲の方同士で支え合って見守っていただくこと

も必要であると考えております。気兼ねのない信頼関係のある方同士で支え合いや見守りが、家庭の代理機能に必要不可欠であると考えております。現在、きたひろ学び塾で、ふだん暮らしの中にある心地よいおせっかいとして取組を進めておりますが、無理のない距離感の心地よいおせっかいの場を広げ、地域での見守りや支え合いにつなげていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に介護予防、生きがいつくりの推進については、どのような取組をされて、現在の状況はどうか、お知らせください。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 介護予防の推進につきましては、一般高齢者の介護予防事業として、住民が自主的に実施する高齢者の集いの場において、介護予防を実施している地域住民グループに対して補助金を交付し、活動を支援しております。また、サロンや老人クラブ等に理学療法士、歯科衛生士、保健師、栄養師、認知症地域支援推進員等が出向き、健康づくりや介護予防につながる講座も行ってしております。そして、一般高齢者を対象とした運動教室、きたひろ元気アップ教室を各地域4会場で、月2回、健康運動指導師による運動教室を開催しております。また、生きがいつくりの推進につきまして、主なものとしては、高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能など、多様な能力を發揮できる場としてのシルバー人材センターへの支援や仲間づくりや健康づくりなど、生活を豊かにする活動を行っている老人クラブ活動を支援しております。まちづくりセンターでは、自主サークル活動のきっかけづくりを行い、活動の場の提供を行っています。各センターでは、高齢者学級を開講し、学びの場の提供をしています。昨年度から新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動が制限されることがたびたびあり、思うような活動ができていない状況ではありますが、コロナ禍でも、つながりを途切れさせない支援をしていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） ありがとうございます。これ再々聞かれるんですが、議員さん、問い合わせをすると、町のホームページを見てください、そこに回答が多く載ってますよということを高齢者の方からたくさん聞きます。確かに、行政のホームページを見れば大体のことは載っておりますが、スマートフォンができない、それからパソコンなんかできやせんよ。という方が高齢者の方にはたくさんいらっしゃいます。私も及ばずながらパソコンができるようになったと。努力すればできますけど、年齢的なものもあります。もっと優しい対応ができないものかなと、紙ペーパーで送れば分かることなんですが、何かのいい対応ができないものかと、お答えを願います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 高齢者への優しい対応ということでございますが、保健課のほうでは、高齢者の方へのお知らせやご案内につきましては、これまでどおり紙媒体を基本に継続してまいります。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） スマートフォンやパソコンの利用が難しいご高齢の方への対応につきましては、保健課長が申し上げましたとおり、基本的には紙媒体での対応や電話でのお問い合わせによって対応させていただいているところでございます。地域づくりセンターにおいては、感染症対策を十分に行った上で、スマホ教室を7月に開催し、4会場で120名の

受講がございました。高齢者の方の関心の高さを感じたところでございます。センターでは、この教室を継続するとともに、新たにスマホ相談会を計画し、実施することとしております。広くご高齢の方に普及できるよう、これからも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） スマートフォンの利用方法、研修会でやられるということを知りまして、大変うれしく思っておりますが、できれば、旧の4会場あたりでも、毎月とは言いません、年に1、2回でも場所を変えてやっていただければ利用率がもっと上がるんじゃないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 先ほど申し上げましたと思いますが、4地域のそれぞれの地域づくりセンターで実施をして120名の方の参加があったということでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） それでは最後の5番目の質問にまいります。豊平地域における集会所等について。地域の暮らしの中で住民が行事や会合、集まる集会所がありますが、町長は先日、全員協議会の最後で、基幹集会所の見直しを、とりわけ豊平地域を重点にすると言われました。具体的な方法、または何年かけて進めていくのか、もし計画が確実なところがあればお知らせをください。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 現在、豊平地域におきましては多くの施設が老朽化し、継続的な修繕が必要となっております。しかしながら、今後全ての集会所を維持管理していくことは、人口減少や利用状況の実態、財政状況の観点からも困難でございます。このことから、豊平地域においては老朽化している地域づくりセンターの建て替えも視野に入れつつ、集会所機能の見直しを行い、集会所の集約化や地元譲渡なども考えてまいりたいと思っております。また時期につきましては、今後進めていく中で決めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 進めていただくことに関して、やはりそこに住んでいる地域住民の意見等を幅広く聞いていただきたいと、このように思います。最後の質問ですが、豊平地域の中でも、先ほども申しましたように、住民の意見は様々でございます。現在使用されていない建物、何件かありますが、それを無償譲渡等の検討はされているということでしょうか、お知らせください。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 公共施設は行政財産として、それぞれ目的を持って建築され、使用されてきました。しかし、年月とともに使用される目的がなくなり、ついには使用されなくなった建物がございます。こういった建物は普通財産として譲渡などを考えてまいります。譲渡につきましては、北広島町公有財産等売却実施要綱に基づいて進めてまいります。無償譲渡につきましては、当該物件の状態に照らし、要綱上の売却価格算出方法によるのが適当でない場合となりますので、物件ごとに検討をしてまいります。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 5つの住民からの暮らしの中の意見を取りまとめて質問したわけですが、

今後、住民が楽しく笑い合える生活がずっと長く続くような議会と行政にしていきたいと思えます。以上で、質問終わります。

○議長（湊俊文） これで佐々木議員の質問を終わります。暫時休憩します。14時45分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 29分 休憩

午後 2時 45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、6番、山形議員。

○6番（山形しのぶ） 6番、山形しのぶでございます。さきに通告しております質問、コロナ禍や災害被害で苦しむ農業者への救済を、について質問いたします。最初にお伝えをさせていただきます。私は、農業をやったことは一切ございません。こういった中で、農業について質問をするということは、農業を頑張っている方の気持ちにどうだろうかという悩むところもありましたが、全く知らない私がこのたび質問させていただくというところで、何か変わる部分があるのではないかという形の思いを持ちまして、質問をさせていただきたいと思えます。新型コロナウイルス感染症への拡大はいまだ終わりが見えません。さらに先ほどから同僚議員、話がありました、8月8日、9日の台風、そして大雨災害、大きな被害を受けています。被害に遭われた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。コロナ禍の今後も毎年発生する災害レベルの大雨などの気象変化は、先行きも見えず、終わりも予想できない状況にあります。町民の不安も拡大するばかりではないでしょうか。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業や個人事業主には、国からの持続化給付金や広島県からはがんばる中小事業者月次支援金、また、北広島町独自の飲食、観光中小企業などへの支援もありました。そのほかにも畜産農家経営継続支援給付金といたしまして、畜産業継続のための緊急支援も行われました。皆さん大変厳しい経営状況には今現在も変わりはありませんが、多くの企業や飲食店、個人事業主などが補助金や給付金で助かる部分もあります。しかし農業者はいかがでしょうか。長い年月をかけて作物を作ります。常に天候を気にしながら作業し、毎年のように起こる災害により、1年間の努力が得る物がないまま終わることもありますし、さらにはマイナスになることも多々あります。農業者の皆さんの中には、先祖が残してくれた農地を守りたいという気持ちを持たれて、一生懸命働いていらっしゃる方も多くいらっしゃいます。不安を持ちながらも、責任感と今後の未来のために必死に頑張っている方もいらっしゃいます。このたびの大雨被害でビニールハウスに大きな被害をされた方からの話を伺いました。80歳を超えていらっしゃいます。80歳を超えていらっしゃる方が話をしたときに、また一から頑張ろうと思うんです。そんな言葉を聞きました。私は80歳のときに、さあ今から、一から頑張るぞという気持ちを持てるかということ、その自信はありません。でも、その方は80歳、これからも頑張るよという、こんなにひどい災害の中でも気持ちを固めていらっしゃる、その姿に本当に感銘を受けました。どんな仕事を

していても、周囲の喜びや笑顔が自分の幸せにつながるが多々あります。農業をされている方は、まさに作った作物をおいしいと食べてもらい、そしておいしいと喜んでもらえることが仕事への活力につながっていると思います。私自身もこちらに住み始めて、ここ数年は、みそ名人に教えてもらいまして、みそを作っております。もう今は、そのみそではないと食べる事ができないくらいおいしさを感じています。また、この夏は、トマトケチャップのレシピを地域の方から教えていただきまして、大変おいしいトマトケチャップができています。こんなに手づくりのものはおいしいのかというのも、地域の方に、そしてその作物を作られた方に教えていただきました。広島県の山間部に位置する北広島町です。自然豊かな町であり、広島県の農業を支える中心地域でもあると思っています。担い手不足や近年増加しております有害鳥獣対策に対する被害もある中、様々な対策をして取り組んでいらっしゃる農業者の皆さん、そして、コロナ禍でも頑張り続ける農業者を、今後も支えることができる北広島町であることを願ひまして、以下について質問いたします。まず、最初の質問です。就農者、法人も含まれます。に対しての補償や制度について、1から6点、この補償制度について何うようにお伝えをしております。これは、第2次北広島町長期総合計画にあります施策分野、みんなで創造する実りと活力のあるまち、この中での今後の方向性としたしまして、施策の展開で出されている6点であります。1点目は、農地の保全や集積、そして2つ目が担い手育成や確保、そして3つ目は、こちらでは農畜産物のブランド化などの推進、そして4つ目に、環境に配慮した農業形態の実現、そして5つ目が交流と共生の推進、そして6つ目、農業を支える基盤づくりというのが今後の方向性として出されておりました。農林課から大変詳しい資料も準備をいただいておりますが、全て説明はいただかなくても結構です。その中で抜粋しても構いませんので、補償について伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農林課からお答えいたします。ご質問の1、農地の保全、集積から、6番の農業を支える基盤づくりの項目ごとの事業につきましては、事前に配付しておりますお手元の資料をご覧ください。その中で、主なものについて説明します。まず、1つ目、農地の保全、集積につきましては、国の多面的機能直接支払交付金、国の中山間地域等直接支払制度等によりまして、農地の保全対策に取り組んでおります。併せまして、国の機構集積協力金等を活用しながら、担い手の農地の集積にも取り組んでいる状況でございます。それから2つ目の担い手育成確保につきましては、国の農業次世代人材投資事業でありますとか、町独自の北広島町新規就農総合対策事業を活用いたしまして、新規就農者の育成、あるいは確保に取り組んでいるところでございます。3つ目、農産物のブランド化等の推進につきましては、町独自の北広島町産野菜ブランディング事業でありますとか、北広島町農産物独自化産品化事業を行ひまして、ブランド化の推進の取組を進めているところでございます。4つ目の環境に配慮した農業形態につきましては、国の環境保全型直接支払交付金を使いまして、環境に優しい農業の推進に取り組んでおります。それから交流と共生の推進につきましては、町独自の北広島町産直野菜振興事業によりまして、産直野菜に出荷されるハウスの施設整備等行ひまして、産直野菜の振興に取り組んでおります。それから6番目の農業を支える基盤づくりにつきましては、国の事業であります農地耕作条件改善事業等活用しまして、担い手への基盤づくり等を推進しているところでございます。本町の農業振興につきましては、これらの制度でありますとか、事業を活用しているところでございますけれども、これらの制度につきましては、あるいは事業

につきましては、コロナ禍、あるいは災害等での補償はない状況でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今、その事業については、次の質問にありますコロナ禍や災害についての制度活用はないというふうに答弁の中であったと思いますが、次の質問に係る答弁でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） はい、そのとおりでございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 大変詳しく資料を用意していただきました。この中から少し伺いたいと思います。17ほどの制度、事業について、こちら資料用意いただきました。その中でも町独自のものが6つ用意をされていらっしゃる。この町の中で6つ、これだけ補償されているということは、農業に対して北広島町の意識がとても高いというふうに感じてよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町の農業振興につきましては、町独自の支援策といたしまして、主なものではございますけれども、こちらの6つの事業を活用しながら、それぞれの柱の項目、農業振興に取り組んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 独自の活用とありました。他市町に比べても北広島町は多いというふうにご実感してもよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 他市町には、それぞれの産地の状況でございますとか、農業振興に力を入れている品目、水稻でありますとか、あるいは園芸中心、あるいは花卉でありますとか、果樹でありますとか、それぞれの地域の特徴があります。そういった中で、それぞれの地域がそれぞれ独自の農業振興に取り組んでいると考えておりますので、北広島町が多いかどうかにつきましては、それぞれの地域の中で頑張っているということでお答えさせていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） それぞれの地域の特徴、独自のものというふうにありました。では今の答弁の中で伺いますが、北広島町で考えると、地域の特徴、独自なもので言いますと、ここに力を入れるというものがありましたら、答弁ください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 全て力を入れているということではございますけれども、それぞれの柱ごとに力を入れております。特に、やはり北広島町の大部分の農地につきましては、水稻でございますので、水稻の維持をいかにしていくかということが、今後重要というふうに考えております。そういった中で多面的機能でありますとか、中山間地域の交付金を活用した農地の維持保全でありますとか、集積につきましては、先ほど言いました機構集積の協力金を活用して、担い手に向けての農地の集積にも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。併せて、担い手の経営基盤強化も必要でございますので、それにつきましては、町独自の支援

でございます水田農業経営体育成支援事業でありますとか、そういったこの活用もしていきたいというふうに思っております。併せまして、若い人の育成もこれから大切ということがありますので、これは国の事業も活用しておりますけども、町独自の新規就農対策事業によりまして、若い担い手の育成にも今後とも取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 担い手を増やしていく、若い世代、新規就農者というふうに話がありました。今、この資料、今日準備いただいて拝見をしましたら、大変分かりやすく準備をいただいたというふうに、先ほどから何度もお伝えをしております。これは、今から農業に挑戦してみたい若い世代、また北広島町で農業をやってみたいという世代から、どういった補助がありますかとか、どういった交付金がありますかという質問を受けることもあると思うんですね。こういった表というものを用意されて、説明をされていらっしゃる経緯はありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町独自の支援策につきましては、毎年農業冊子という形で、その中で交付しております。一部その中には、国の事業も入っておりますので、そういったものを農林課にも用意しておりますので、そういったもので説明してもらうことは可能でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） このように応援をしていらっしゃる背景が見えると感じています。先ほど質問の中で、この中では、コロナウイルスの影響を受けて収入が減少した者に対する補償は、この中ではないというふうにありました。こちら農林水産業者に対しては、令和2年3月から7月、一月20%売上げが下がった者に対して、27件ほど給付があったかなというのがあるんですが、そのことについて少し説明をいただいてもいいでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農林水産物のコロナ対策というご質問でございますけども、昨年度、令和2年度におきましては、新型コロナの影響を受けまして、前年度に比較しまして20%以上の売上げが減少しました農林水産業者に対しまして、10万円の応援給付を行ったところでございます。きたひろ農林水産業者応援給付金という形で取り組んだところでございます。昨年度の実績につきましては、27件の交付ということで、270万円を交付したところでございます。併せて先ほどありましたように、畜産農家の支援といたしまして、北広島町畜産農家経営継続支援交付金によりまして、畜産農家の事業継続の支援を行ったところでございます。これにつきましては、45経営体の交付で1111万5000円を給付したところでございます。町単独事業としましては、以上のとおりでございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） コロナウイルスの影響を受けた者に対してもそのような補償、補助があったというふうに答弁いただきました。ですが、このコロナウイルスの影響というのは、本当に今現在もさらに続いている状況です。昨年度このような補助がありましたが、まだ今年度も続いている状態です。続いての質問にもありますが、コロナウイルスの影響によりまして、収入減となった農業者、農業法人の相談件数など、コロナウイルスに関してありましたら、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。



○農林課長（宮地弥樹） 本年度について、特にコロナウイルスによります収入減の相談件数につきましては、農業者からの相談はない状況でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） ないという状況で答弁がありました。主要施策の成果に関する調書の今後について書かれていましたところによると、外食が減ってきている状況で、今後相談があるというか、何か心配事があるかもしれないというのが課題には書かれていましたので、こちらはまだまだ増えてくる、今後出てくることのあるのではないかというふうに思っています。

次の質問ですが、8月の台風、大雨被害によります、こちら農林課から説明もありました。また危機管理課からの説明もありましたように、農作物の被害が合計で40.6ha、概算の被害額にいたしまして3482万円というふうに公表があったかと思えます。こういった被害件数が分かれば答弁ください。また、行政としてのこの大雨被害に対する補償というものは、農林課もしくはほかの課にしましても、どういったものがありますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農作物の被害状況につきましては、町の調査では、約3500万円の状況でございます。補償についての質問でございますけども、これにつきましては、農作物共済でありますとか、収入保険の対象になるというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今、答弁にありました農林水産省が出しております収入保険という言葉が出ましたが、この収入保険について、農林課が把握している内容について答弁ください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 収入保険でございますけども、これにつきましては、全ての農作物を対象に、自然災害によります収量減でありますとか、そのほか価格の低下等によりまして、農業者の収入の減少分を最大9割補償するものでございます。加入できる方につきましては条件がございまして、青色申告を行っている農業者の個人または法人でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今、課長から答弁がありました収入保険は、加入できる方が青色申告を行っている農業者、個人、法人、また自然災害や価格が下落した場合に補償される制度というふうにあります。ちょっと私のほうでも調べましたら、そのほかにもたくさん状況があります。例えば補償対象は、倉庫の浸水被害に遭った者、また取引先が倒産をした場合、そのほかに言いますと、為替変動で大きな損を受けた者や、けがや病気によりまして収穫が不能になった場合、もしくは配達時に盗難や運搬中の事故に遭った場合も補償されているという収入保険であります。この収入保険ですが、北広島町の就農者における収入保険の加入率、有資格者の人数になるかと思うんですが、分かる範囲で答弁ください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 2020年の農林業センサスによります本町の総農業者数につきましては1916戸の状況でございます。その収入保険の加入者につきましては、127件の方が入っている情報をつかんでいるところでございます。このセンサスによります数値の中での加入率となりますと、6.6%というふうに把握しております。以上です。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） どうですか、課長から考えて6.6%は多いかな、少ないかな、どのよう

に考えておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 総農家数の状況からいいますと、6.6%という数字は低いというふうにも考えておりますけども、単純に比較することはできませんけども、北広島町において、農業所得があります青色申告者につきましては375件というふうな状況になっております。この方全て入っているということではありませんけども、そのものと127件を比較しますと、約34%の状況で、約3分の1の方が収入保険に入られているのではないかというふうな推測もできるわけですが、まだ全てが聞き取りしているわけではございませんけども、法人等の担い手農家さん等につきましては収入保険、あるいはほかのセーフティネットの保険にもほとんどの方が入られている状況でございます。いろいろ問い合わせがあったときにつきましては、それぞれの制度には特徴がありますので、そういった情報提供をしている状況でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） それぞれの制度に特徴があるというふうに答弁がありました。私が調べた内容で、農業者が一定規模、2反5畝以上であれば入る保険、平成30年頃になくなりまして、今後は農業者が自ら備える時代に入ってきたというふうにあります。災害が多い中、補償を受けながらも続けていく、町としては、少しでもそういった方の意欲につながるために、次の質問にも伺います。今、収入保険についての加入等について伺いましたが、課長、または北広島町が考える収入保険のメリットとデメリット、どのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 収入保険のメリット、デメリットに関する質問でございますけども、収入保険のメリットにつきましては、どんな作物でも対象になることがあります。それから値崩れ等によります収入の減も補填されるものでございます。併せて掛金につきましては、国から50%から75%の補助がされるものでございます。一方、デメリットとしましては、先ほど言いましたように青色申告の要件が必要でございます。それから農作業日誌等の作成が必要になります。それから農業共済でありますとか収入減少緩和交付金でありますとか、野菜価格安定制度等の類似の補填制度との併用、一緒に入ることにはできないというのがデメリットというふうに感じております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今、メリットとデメリットについて答弁いただきました。私が考えるメリットが、自分がやってきたことの実力が数字で決まるというのが一番大きなメリットではないかと思うんです。例えば米の価格ですが、このたび、この秋、30kg1袋当たり、大変農業が盛んな地域でも700円下がっているという情報を伺いました。この収入保険でいきますと、自分がやってきたのが実力で数字が決まっていきます。例えば一生懸命1反草をとって、一生懸命おいしいお米を作って、500kg、600kgとることができたという形になると、ここが自分の頑張り部分になりますが、そのほかの保険になりますと、平均で決められてしまいます。同じように、この広さ1反はもう450というふうに決められてしまったら、そうなるんですね。だから頑張れば頑張るだけ、収入の保険の中でも補償してもらえるというメリットがあると思うんです。そこが一番大きなメリットとして意欲にもつながる部分ではないかと思ひまして、この収入保険について伺っています。次の質問にありますように、農業者や農業法

人を支える制度である収入保険に対しまして助成をしている市町、調べていらっしゃいますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 県内におきましては、現在、江田島市のみが補助をしている状況でございます。補助件数及び交付額につきましては、8件で約57万円というふうに聞いております。また、全国的には取り組まれている自治体もあるというふうに把握しております。以上です。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 江田島市は、私も調べました。こちらは3年度になるかもしれないという情報もありましたが、行政からの助成があるというふうに伺っています。ここはまだはっきりした情報ではないんですが、東広島もこのたび考えているという情報を受けております。東広島市でいいますと、54件いらっしゃいます。この東広島市も考えているという状況があるんですね。農業を支えていくために補助、助成をしていくという市町が今増えている状況です。また、全国でとありました。1点、岩手県の遠野市も助成をしています。この岩手県の遠野市は、人口が約2万5691人、1万693世帯という高齢化率40%の市でございます。こちらは、東北一の生産のわさびを守っていくこと、それから幻のかぶと言われているかぶ、また、すいとんのようなひつつみという小麦を使ったものを作っております、ここでは助成をしていました。また収入保険の加入、農林水産省のホームページから調べましたら、令和元年、都道府県別の加入率を確認をしましたら、一番多いところが愛媛県が70%加入をされていらっしゃいました。これは何かというと、やはり愛媛といえばミカン、そのおいしいものをしっかりと守っていくという、県全体の意欲がつながっていると思います。お隣の島根県も58%、そして米どころの秋田県が51%、リンゴのおいしい青森が63%加入されているという状況があります。これ令和元年度の資料でいきますと、広島県は12%加盟というふうになりました。この収入保険、加入者が負担する保険料というのが非常に高いものがあるかなというふうに思います。先ほど答弁からも少しありましたが、農林業センサスによりますと、北広島町は平成27年で2460件、そして平成2年と比べましたら、平成2年は4438件なんです。25年で半数減っているという状況があります。こうなってくると、本当に農業を守るために、また、意欲の応援をするために保険料に対して北広島町として助成をすることというのも考えられるのではないかと思います、答弁をお願いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 収入保険に対する助成はどうかというご質問でございますけども、現時点では考えておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 考えていらっしゃらない理由を答弁ください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 本町でおけます基幹作物であります水稲の場合についてでございますけども、水稲共済のみの会員のパターン、それから水稲共済と収入減少緩和交付金との対策のセットで入るパターン、それから収入保険のみ加入するパターンの3つのパターンが想定されますけども、これらにつきましては、掛金の額でありますとか補填の内容、それから収入の主な作物や営農形態等によりまして、農業者自ら、より自分に合ったものを選択することができるものでございます。そういった中で、その中の一つを補助することにつきましては、公平性を

欠くとも思いますので、現段階では収入保険の助成については考えておりません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 本当に農業の方が選ぶのが一番だと私も思っています。ただ、このような災害がいつまた出てくるか分かりません。そのときに被害に遭ってからでは遅い部分があると思うんです。また、新型コロナウイルスの落ち着きもまだ見えません。この新型コロナウイルスに関する収入保険Q&A、農林水産省が出ておりますQ&Aによりますと、学校給食など計画どおりに出荷ができなくなった場合、こういった場合にも補償されるというのが出ています。今からウイズコロナの時代です。災害、それからコロナの時代の中でも守っていくべきものを守っていかないと厳しい状況になると思うんです。この北広島町の、私は本当に農業をしていないというふうにお伝えをしましたが、ですが、この北広島町のおいしいお米やおいしい野菜は毎日食べています。その中で、守っていくために、まだまだ行政がちょっと意欲につながる後押しをする必要性もあるのではないかとというふうに考えて、このたびこの質問をしています。最後にありますように農業の町、この北広島町を守り続けるために今頑張っている農業者、農業法人を支えていくことというのが大切です。今後の農業者に対しての支援を町長はどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 農業従事者の高齢化及び担い手不足による本町の優良農地の耕作放棄地の発生防止に向けての取組が大きな課題となっております。その解決の一つの手段として、スマート農業の取組が重要であると考えております。ドローンによる農薬散布やリモコン式自走の草刈り機、水管理システムなど、様々な先端技術を活用しての取組を推進し、農業者の高齢化、担い手不足への対策に取り組んでまいりたいと考えております。併せて、本町の農業の持続的発展をしていくためには、企業的経営、雇成型経営を目指していくことが重要かつ必要であると思っております。中山間地域等直接支払制度、多面的機能直接支払交付金につきましては、合わせて本町に年間約5億円のお金が入ってきます。国が2分の1、県と町が4分の1ずつ出しておるわけでありましたが、5億円の4分の1が町が町費を支払っておるわけですが、1億2500万を毎年支払っておるわけでありまして。こういった制度をまず有効に活用していただきたいと思っております。地域によって違いがありますので、そういうような形の取組ができていないところでは、地域施工事業等も活用していただいたらというふうに考えております。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能直接支払交付金の取組組織や農事組合法人などの2階建て等による広域化を含め、一組織100ha規模の農地集積を今後進めて、若者の魅力ある農業の実現、農作業の省力化、高い収穫量、農業経費の削減による担い手農家の企業的経営、雇成型経営の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。支援も必要ですが、一緒になって、そういう状況をつくっていくという取組も必要だと考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 町長から今後について、また支援についての答弁がありました。スマート農業や担い手不足をするための何とか担うための大規模な農業等がありましたが、農業していく中で、今こういった支援があつて頑張っていこうという中で、一番大事なのは、今この収入保険の話を見せていただいたのは安心の部分なんです。安心がないと、なかなか一歩踏み出すことって難しいと思うんです。この安心の収入保険、また、安心の制度を紹介してもらおうこと

によって、また町が応援してくれることによって一歩を踏み出せることもあると思います。まだ様々な交付金や制度がありますが、今から、この災害、コロナに対する農業について考えていく必要もあるというふうに私のほうは思っておりますので、今後についても、そういったことを検討いただけると願ひまして、私の質問をむすびといたします。

○議長（湊俊文） お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ、明日9日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会とします。なお、明日の会議は午前10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 17分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~